

津島市環境基本計画

【 素 案 】

津島の自然や歴史・文化を礎に、
ともにつくり、未来へつなぐ

平成 年 月
津 島 市

津島市環境基本計画

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象範囲.....	4
5 計画策定の方法.....	5
第2章 計画の基本理念と基本目標	7
1 基本理念.....	8
2 基本目標.....	9
3 目標指標.....	15
4 リーディングプロジェクト.....	16
第3章 環境施策の展開	19
基本目標1 人と生きものが共生するまち.....	20
基本目標2 モノを大切に作る心が根付いたまち.....	29
基本目標3 エネルギーを賢く大切に使うまち.....	35
基本目標4 津島らしさが感じられるまち.....	43
基本目標5 持続可能で快適なまちの実現に向けて.....	55
第4章 計画の推進	61
1 推進体制.....	62
2 進行管理.....	63
資料編	65
1 津島市環境基本計画策定委員会.....	66
2 津島市環境基本計画の策定経緯.....	68
3 津島市の環境の現状.....	69
4 環境に関する市民意識調査結果.....	88

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画策定の方法

1 計画策定の趣旨

津島市では、平成 18 年 3 月に、これからの環境づくりの指針として平成 18 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「津島市環境基本計画〔みんなで未来をつくろまい!〕」（以下「前計画」という。）を策定し、「水、美化、自然、暮らし、空気・地球温暖化、発信」の 6 分野において、環境の保全に関する取組みを実施してきました。

前計画は、公募市民による環境基本計画策定委員会が主体となって行動し、市民アンケートや市民フォーラムの開催を通じて、市民の意見や要望を最大限に盛り込み、市民の声を忠実に反映し、かつ、市民と行政が一体となって進める計画として策定されました。これにより、多くの市民・事業者が環境問題に関心を持ち、環境に配慮した取組みを日常的に実行するだけでなく、市民・事業者がそれぞれに、また、行政との協働により地域の環境をより良くしていこうという素地が形成されました。

その一方で、騒音・振動やごみの不法投棄といった身近な問題から、公園・緑地の不足、リサイクル率の低迷、地震・水害等の自然災害に対する不安の拡大といった地域全体の課題まで、引き続き取り組むべき課題も多く残されています。

また、前計画の策定以後、津島市総合計画をはじめとする関連計画が改定されているほか、東日本大震災の発生、地球温暖化や生物多様性に関する取組みの進展等があり、津島市を取り巻く環境・社会・経済の情勢が大きく変化しています。

前計画が目標年次を迎えるにあたり、こうした変化への対応を踏まえ、前計画の進捗状況の評価、市民・事業者の意識や意向等をもとに、新たな「津島市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。



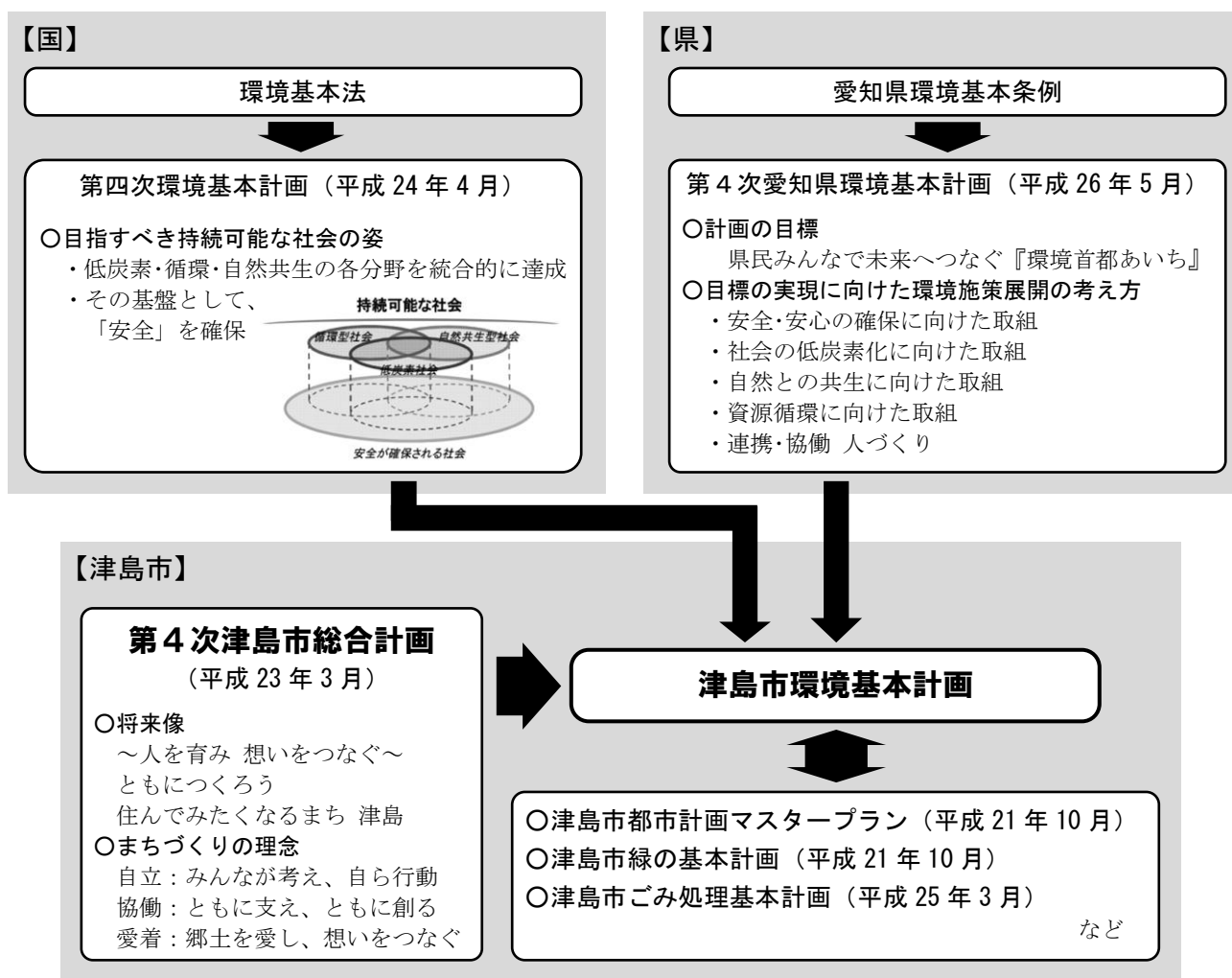
尾張津島天王祭・朝祭の車樂舟

2 計画の位置づけ

環境基本計画は、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である総合計画を環境面から補完し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画は、「第4次津島市総合計画」に掲げる将来像『～人を育み 想いをつなぐ～ ともにつくりたい 住んでみたくなるまち 津島』について、環境保全の視点から横断的に捉えた施策の展開をすることによって、その実現を目指すものです。

本計画の策定にあたっては、国や愛知県の環境基本計画と整合を図りつつ、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定めることとしました。また、環境に影響を及ぼすと認められる計画や施策の策定及び実施にあたっては、本計画との整合を図るものとします。



3 計画の期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢や環境課題の動向、最上位計画である「第 4 次津島市総合計画」の改定等を踏まえ、5 年後を目途として、計画の進捗状況や市民意識の変化等に応じて施策の見直しを図ることとします。

	~H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
【国】 第四次環境基本計画	→										
【県】 第 4 次愛知県環境基本計画	→										
【市】 第 4 次津島市総合計画	→										
津島市環境基本計画	→										

4 計画の対象範囲

本計画は、以下に示す範囲・領域を対象とします。

① 地域の範囲

津島市の行政区域全体を範囲とします。ただし、周辺環境との関連性や流域・広域での影響が認められる環境課題に対しては、近隣自治体を含めた広域での調整及び連携を図ります。

② 主体の範囲

市民（市民活動団体を含む。）、事業者及び行政を主体とします。

③ 環境の領域

津島市の環境特性に応じて、身近な環境から地球規模の環境まで幅広く対応するため、次の表に掲げる領域を計画で取り扱う環境の範囲とします。

自然環境	農地・樹林地、水辺地、動植物・生態系
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、騒音・振動・悪臭）、廃棄物処理、生活排水、地域美化
都市・快適環境	土地利用、都市公園・緑地、交通、景観、防災・防犯、歴史・文化
広域・地球環境	エネルギー、地球温暖化

5 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、津島市の環境の現状や環境特性の整理、市民・事業者の環境に関する意識・意向の把握を行い、前計画による取組みや達成の状況の検証を踏まえて、津島市の環境の持つ強みと弱みを整理しました。

こうして洗い出した現在の津島市の環境の姿をもとに、学識者、市民並びに事業所、各種団体及び関係機関で構成する「環境基本計画策定委員会」において、委員の持つ様々な視点から基本理念や基本目標について議論を重ね、施策の方向性を決めました。

	津島市の環境の強み	津島市の環境の弱み
自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○河川や水路、市域の4割を占める農地等、のどかな田園風景が広がっている。 ○自然とのふれあい、身近な緑の創出に対する取組意向が高い。 ○社寺林や屋敷林が残っている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○川や池の水が汚い、水害や地盤沈下が不安であるといった水に対する不安要素が大きい。 ○憩いの場となる身近な公園・緑地が不足している。 など
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○市民総ぐるみの地域美化活動（ごみゼロ運動）が行われている。 ○ごみ排出量は減少傾向にある。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなかでごみのポイ捨てが見られる。 ○ごみの分別回収が不十分であり、リサイクル率が低迷している。 など
社会の低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者、子どもたちの多くが、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー行動の実施等、エネルギーを大切に使用していきたいと考えている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入・利用は進んでいない。 ○世帯当たりの自動車保有台数が多く、自動車に依存した地域社会である。 など
安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進により、汚水処理人口普及率は上昇している。 ○災害に強いまち、川や池の水がきれいなまちであって欲しいと望まれている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○川や池の水が汚い、水害や地盤沈下が不安であるといった水に対する不安要素が大きい。（再掲） ○地盤沈下は沈静化しているものの、引き続き監視の必要性がある。 など
連携・協働人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○アダプト・プログラムをはじめとする自主的な美化活動を継続して進めている。 ○地域コミュニティ推進協議会が組織されるなど、地域活動が活発である。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○現状では、あまり環境学習活動が取り組まれていない。 ○事業者には、環境保全に取り組む上でのノウハウや情報が不足している。 など



第2章 計画の基本理念と基本目標

- 1 基本理念**
- 2 基本目標**
- 3 環境施策体系**
- 4 目標指標**
- 5 リーディングプロジェクト**

1 基本理念

本計画は、津島市における環境のまちづくりを推進するための計画です。基本理念は、計画全体を貫く基本的な考え方であり、これからの10年間で展望した環境のまちづくりの指針となるものです。

津島の自然や歴史・文化を礎に、 ともに作り、未来へつなぐ



尾張津島天王祭・宵祭の車楽舟

私たちの暮らしは、市内を縦横に走る河川や水路、豊かな水資源を活用した農業による田園風景、津島神社等の寺社仏閣や市内各所に伝わる祭等の歴史・文化をはじめとする様々な環境とともに成り立っています。

本計画の策定にあたって実施した市民意識調査では、次代を担う子どもたちが描く将来の津島市の環境について、「きれいで豊かな水辺や緑に身近にふれ合える環境」、「歴史・文化が息づいている環境」、「防災・減災の取組みが進み、安心して暮らすことができる環境」等の将来像が挙げられました。

こうした次代に引き継ぐべき環境は、一から築き上げるものではなく、現在の私たちの暮らしを支える地域の自然や歴史・文化を礎として、その上に築いていくものです。私たち一人ひとりの暮らしに関わる環境を自分たちの手でより良くしていくという認識の上で、市民、事業者、行政の協働によって築き上げていくことで、津島らしさが生きた環境を実現します。

また、現在の環境を次代に引き継ぎ、さらにより良いものとしていくためには、こうした考え方や取組みを引き継ぐ次代の担い手である子どもや若者が重要な役割を担っています。子どもや若者を中心として、津島の環境を知り、津島のために行動できる市民を育成します。

これらのことを踏まえ、本計画の基本理念を掲げ、私たちの暮らしを支える自然や歴史・文化、そしてこうした環境を築き上げてきたこれまでの歩みを踏まえ、より良い環境を市民、事業者、行政の協働によってともに作り、未来へとつないでいくことを目指します。

2 基本目標

津島市が目指す環境のまちづくりの目標は、前述の子どもたちの思いからも分かるように一言で表すことが難しく、多岐にわたる環境の分野を統合的に達成することが必要と考えられます。

したがって、国や愛知県の実環境基本計画で示すような持続可能で快適なまち（自然共生、循環、低炭素、安全安心）の実現に向けた取組みを推進するとともに、これらの取組みを支える人づくりや連携・協働のあり方を構築することが重要です。

そこで、基本理念に基づく計画の基本目標として、持続可能で快適なまちを構成する分野ごとに目指すべきまちの姿を設定するとともに、これらを実現するための総合的な施策推進のあり方を設定することとします。

基本理念

津島の自然や歴史・文化を礎に、
ともに作り、未来へつなぐ

基本目標

《持続可能で快適なまち》

基本目標1

人と生きものが
共生するまち

基本目標2

モノを大切に
する心が根付いたまち

基本目標3

エネルギーを
賢く大切に使うまち

基本目標4

津島らしさが
感じられるまち

基本目標5

持続可能で
快適なまちに向けて

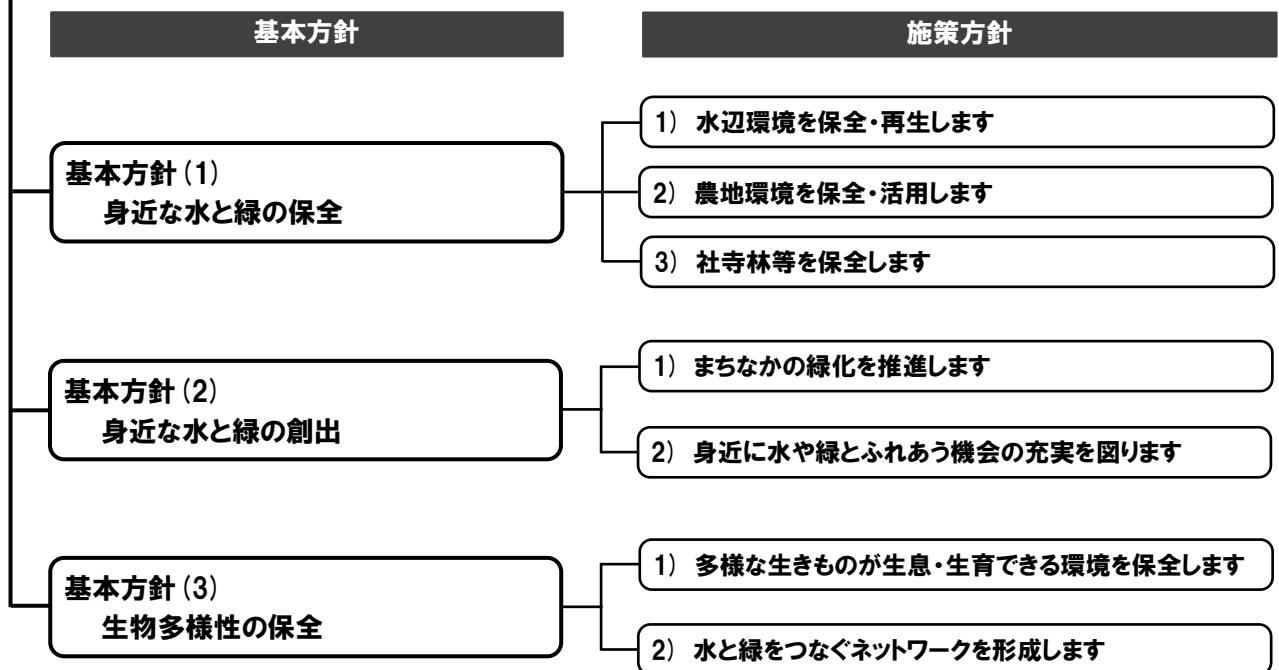
基本目標 1

人と生きものが共生するまち

水や緑は、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有し、四季の変化を実感できる快適な生活空間や美しい景観を形成するものであるとともに、多様な生きものの生息生育空間にもなっています。

津島市の水と緑は、日光川をはじめとする河川や水路、市域の約4割を占める水田等の農地のほか、西暦540年頃の鎮座と言われる津島神社をはじめとする歴史・文化資産に付随して残る豊かな社寺林等を主な要素としています。こうした水や緑の自然は、人が手を加えて暮らしに深く関わってきた水や緑であり、私たちの暮らし方次第で、容易にその姿を変えてしまいます。

今ある自然をそのままに残すだけでなく、地域の自然環境の構成員である多様な生きものの世界が維持され、人の暮らしを彩るとともに生きものが共生できる環境を整えた上で、次の世代に引き継ぐことを目指します。



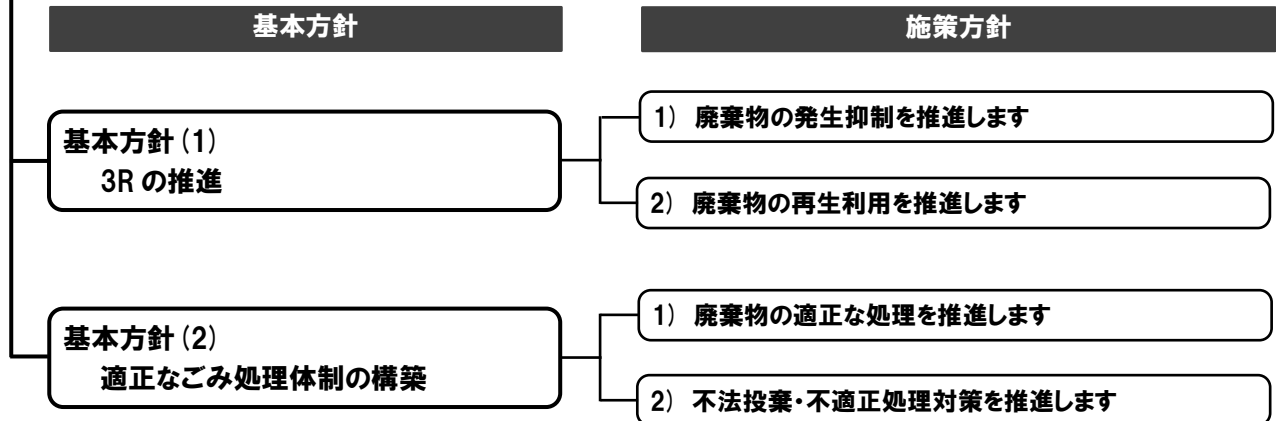
基本目標 2

モノを大切に作る心が根付いたまち

私たちの暮らしは、天然の資源を使って大量に生産したモノを大量に消費し、大量に廃棄することで成り立たせてきました。その結果、資源の浪費による枯渇や自然環境への負担の増加を招いています。

津島市では、「市民協働によるごみ処理体制の構築」をごみ処理政策の基本理念として、市民総ぐるみの地域美化活動（ごみゼロ運動）等の市民活動が活発に行われているほか、子どもたちの資源循環や地域美化に対する関心も高くなっています。

家庭生活や事業活動等の社会経済のあらゆる場面において、廃棄物の発生を抑制し、一度使用した製品等を再使用することにより資源の消費を抑制するとともに、廃棄物を資源として再生利用（リサイクル）することによって、廃棄物の処理による環境への負荷をできる限り低減していきます。また、地域における廃棄物の適正な処理や循環について市民や事業者の意識を高めて、市民一人ひとりに「足るを知る」意識が浸透し、モノを大切に作る心が根付いていくことを目指します。

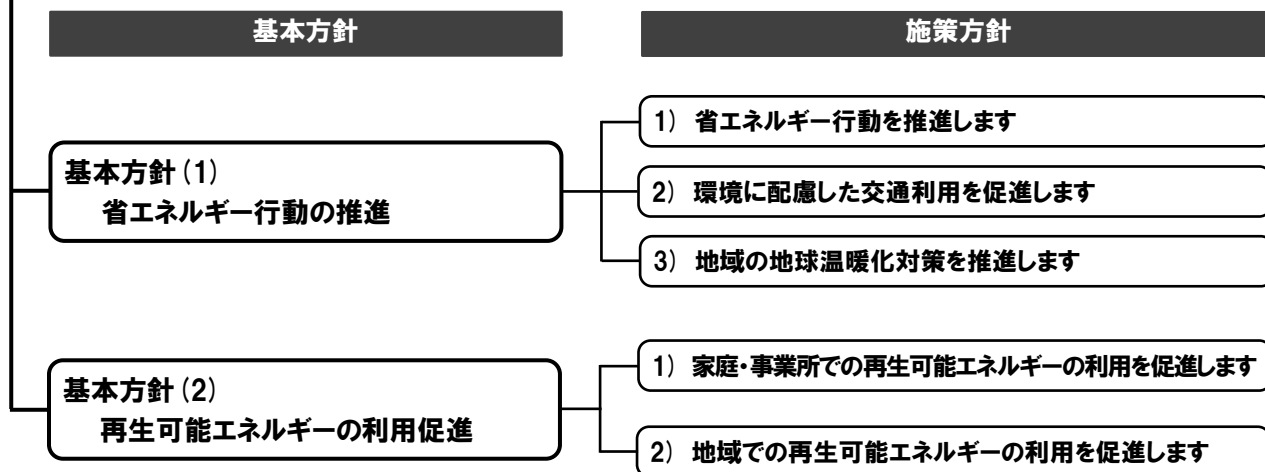


地球温暖化による影響は、気温や降雨等の気候要素の変化を受けて、河川流量や生物種の分布の変化といった自然環境への影響だけでなく、人間社会においても農作物の品質低下や河川洪水・土砂災害の増加、疫病の拡大といった幅広い影響を及ぼすとされています。

地球温暖化をもたらす人為的な温室効果ガスの大部分は、私たちの毎日の暮らしや事業活動等において、ガス、ガソリン等の化石燃料を発電等のエネルギー源として使用することによって発生しており、エネルギーを大量に使用する暮らしが地球温暖化を進行させているといっても過言ではありません。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が引き起こした大規模な電力供給不足は、便利で快適な暮らしが電力をはじめとするエネルギーの大量使用に依存していることを気づかせ、エネルギーを大切にする意識の高まりや省エネルギー行動につながりました。市内でも、家庭や事業所等での省エネルギー行動の進展、ハイブリット自動車や太陽光発電設備の導入の増加等が見られ、化石燃料に頼りきらない暮らし方が進展しつつあります。

家庭や事業所での省エネルギー行動に加えて、交通利用における省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を促進し、地域全体としてエネルギー使用の合理化に取り組み、環境への負荷を減らしていくことを目指します。



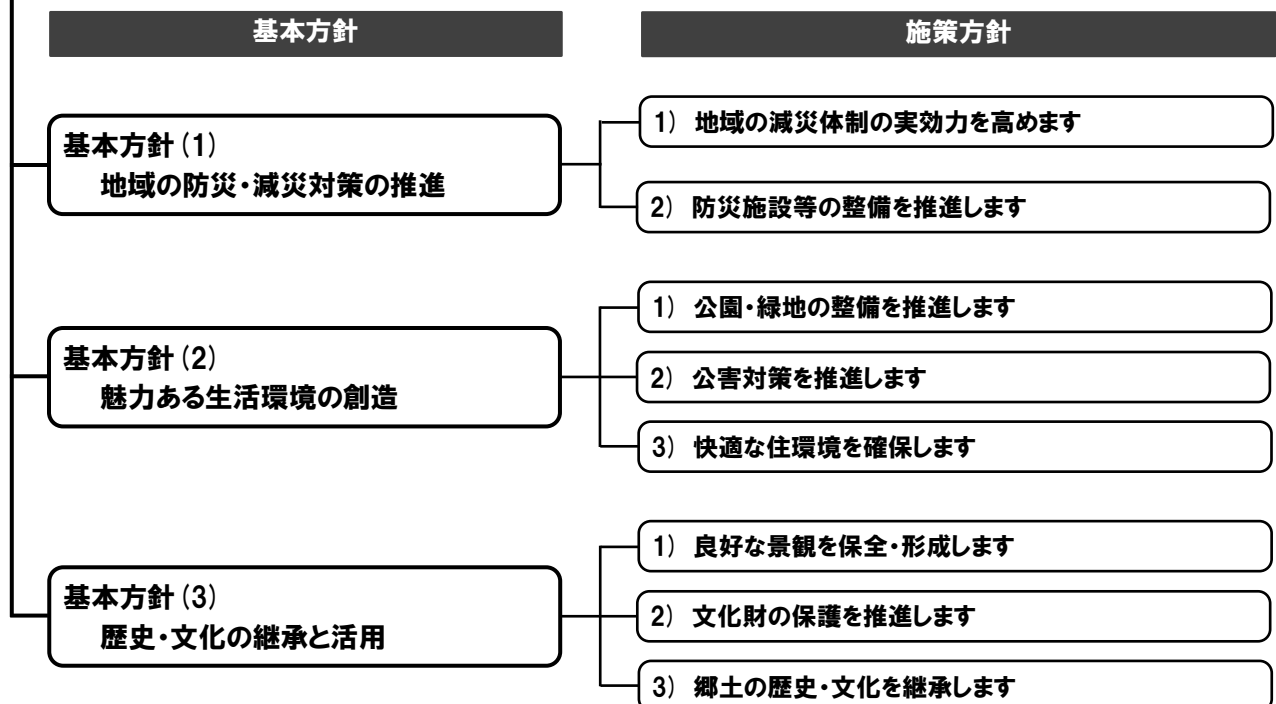
基本目標 4

津島らしさが感じられるまち

自然共生、資源循環、地球温暖化対策等の実現には、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、安全が確保される社会であることが前提にあります。

津島市は、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川によって堆積した沖積層からなる三角州平野にあり、市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地となっているため、津波や洪水、地震による液状化、地盤沈下等の災害に対する不安を抱えています。一方で、市内には、歴史的建造物や街道筋の町並み等の歴史的景観、尾張津島天王祭や抹茶文化等の伝統文化が多く残り、将来の津島市でも歴史や伝統文化が息づいているという将来像を描く市民の意見が多くみられました。

安全の確保にあたっては、防災・減災の取組みを中心として、公園・緑地の整備、公害対策、地域の美化・防犯・交通安全の対策等による住環境の安全に加え、地域での人と人とのつながりや地域の自然や歴史・文化を実感できる安心があることによって、物質的な面、精神的な面の双方において豊かである社会を築いていくことを目指します。

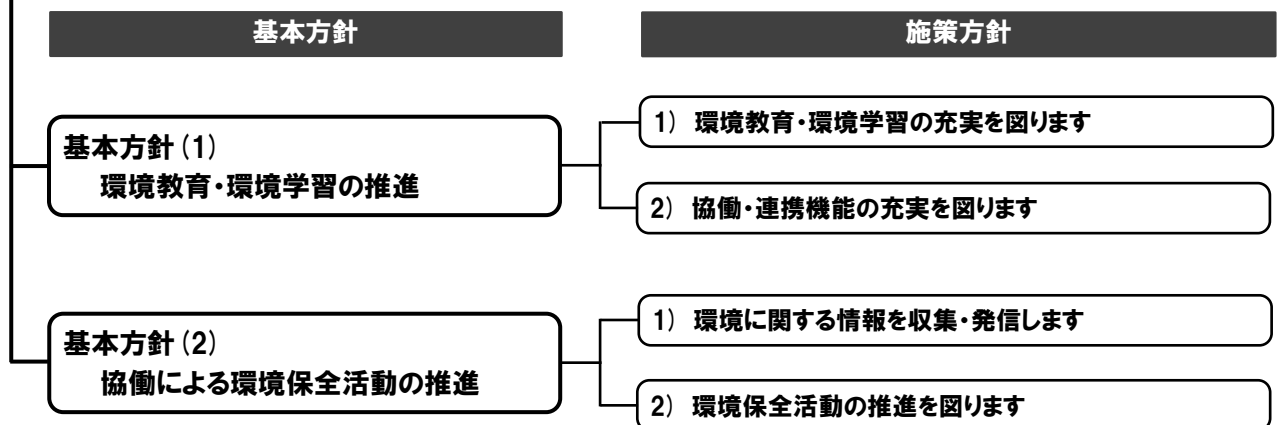


まちの持続可能性を高めていくためには、地域が有する固有の課題を解決しながら、自らの生活環境を地域全体で向上させていく必要があります。課題の解決には、市民・事業者・行政が、それぞれ津島市の環境の強みと弱み、環境保全の方針を理解し、それぞれの役割を認識した上で、行動することが必要です。

津島市では、環境をはじめとする様々な分野をテーマとした教育・学習について、機会の提供や情報の提供を行っていますが、課題の解決につながる行動の実践が各自に委ねられ、統合的な課題解決プログラムとしては機能していません。

地域の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むための学習や活動の機会を利用して、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことのできる教育・学習プログラムを構築し、持続可能なまちづくりを担う市民を育みます。また、市内でも地域によって居住空間・生活環境にそれぞれの特徴があり、必ずしも共通する課題ばかりではありません。地域レベルでの課題に対しては、市内8小学校区で活動する地域コミュニティ組織が主体となって、より実践的で具体的に取り組むことによって、持続可能なまちのための解決を目指します。

さらに、各主体による地域の課題解決につながる行動の実践を促すためには、地域の環境の現状や解決につながる方法等の情報提供を充実させていく必要があります。その際には、年齢や性別、文化や言語の違いを問わずに利用することのできるユニバーサルデザインの考えを大切にして、より多くの人に分かりやすく、そして使いやすい情報提供の充実に努めることを目指します。



3 目標指標

目標指標は、環境基本計画の進捗状況を点検・評価するための「ものさし」になります。本計画は、基本理念に基づき持続可能で快適なまちの実現を目指すものです。そして、持続可能で快適なまちを、基本目標 1 から基本目標 4 までの 4 分野で具体化していることから、目標指標についても分野ごとにそれぞれ設定することとしました。

目標指標の設定にあたっては、次章で示す環境施策の展開によって、津島市の環境や市民の意識・行動にどれくらいの変化があったのかを示す指標を設定することとしました。また、計画期間の中間年である平成 32 年度と最終年度である平成 37 年度に、その進捗状況を確認・検証することを前提として設定することとしました。

なお、目標指標とは別に、環境基本計画に基づく環境施策の進捗状況を把握するため、施策ごとに事業計画、指標及び目標を設定し、毎年度評価を行うこととします。

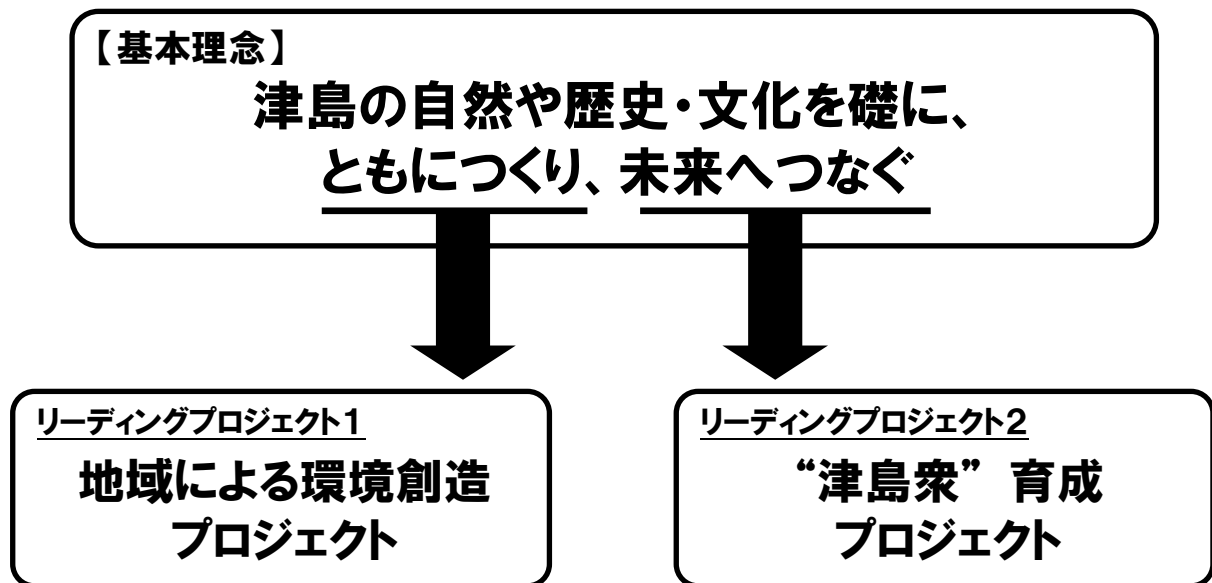
基本目標	目標指標	現状値	目標値
基本目標 1 人と生きものが 共生するまち	市域全体の緑地の割合	約 35% (平成 19 年度)	現状維持
	自然にふれ合うことに取り組んでいる 市民の割合	23.1% (平成 26 年度)	50%
基本目標 2 モノを大切にす 心が根付いたまち	一人一日当たりのごみ排出量	877g/人・日 (平成 24 年度)	730g/人・日
	リサイクル率	16.7% (平成 24 年度)	23%
	モノを長く使うように心がけている市 民の割合	70.5% (平成 26 年度)	82%
基本目標 3 エネルギーを賢く 大切に使うまち	自然エネルギーを利用している市民の 割合	22.4% (平成 26 年度)	50%
	エコドライブをしている市民の割合	73.0% (平成 26 年度)	80%
基本目標 4 津島らしさが 感じられるまち	災害等の心配が少ないと思う市民の割 合	11.4% (平成 26 年度)	20%
	まちの美化に取り組んでいる市民の割 合	48.0% (平成 26 年度)	67%
	歴史が感じられると思う市民の割合	43.0% (平成 26 年度)	50%

4 リーディングプロジェクト

本計画の基本目標の各分野は、それぞれが独立して存在しているのではなく、相互に関係や影響をしながら、統合的に達成されるべきものです。したがって、本計画に掲げる各施策を一様に進めるのではなく、津島市の環境の強みや弱みを踏まえ、複数の環境分野に関係し、取組みの推進によってその他の施策を牽引・誘導するような取組みを「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に実施していくことが有効であると考えます。

本計画の基本理念である「津島の自然や歴史・文化を礎に、ともに作り、未来へつなぐ」には、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう（ともにつくる）」、「津島の次代を担う子ども・若者たちを育てよう（未来へつなぐ）」という想いが込められています。これは、「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム」において重要とされている、地域レベルでの課題解決に向けた行動の促進、思考・行動の変革を実現するための教育にそれぞれ繋がる考え方です。

そこで、本計画では、「ともにつくる」「未来へつなぐ」というキーワードに着目し、次の2つのプロジェクトをリーディングプロジェクトとして設定することとします。



■□ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）□■

平成 26 年の持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議に先立ち、平成 25 年 11 月の第 37 回ユネスコ総会において、「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムとして採択されました。ここには、持続可能な社会の実現にあたっては、従来の思考と行動の変革が必要であり、教育はその変革を実現する重要な役割を担っていること、既存のネットワークの多様化及び拡大により、地域レベルでの課題解決に向けた行動の促進が重要であることが示されています。

【プロジェクトの基本的な考え方】

津島市では、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という共通認識のもと、町内会を始め市内 8 小学校区のコミュニティ推進協議会により地域環境の改善につながる取組みが行われています。地域で発生している環境問題の解決に当たっては、地域住民自らが問題意識を持ち、より多くの地域住民が参加して進めることが重要になります。

そのためには、コミュニティ推進協議会が主体となり、より良い、魅力的な地域環境を創造するための課題を洗い出し、課題解決に向けた取組み（プログラム）を事業者や行政と連携しながら地域全体で推進する地域による環境創造プロジェクトを推進します。

【プロジェクトの実施主体、主体ごとの役割】

実施主体	コミュニティ推進協議会（市内 8 小学校区コミュニティ推進協議会）
主体ごとの 主な役割	【市民】 ・コミュニティ推進協議会への参画
	【事業者】 ・プロジェクト及びプログラムへの理解、協力支援
	【行政】 ・プロジェクトの概要説明、地域の環境に関する情報提供 ・コミュニティ推進協議会の提案するプログラムの支援・協働実施

【プロジェクトの進め方】

① プロジェクトの立ち上げ、コミュニティ推進協議会の意識醸成

- コミュニティ推進協議会に対してプロジェクトの概要説明を行う。
- 地域の環境を維持していくために自分たちが何をすべきかを考え、意識の醸成を図る。



② より良い、魅力的な地域環境を創造するための課題の洗い出し

- 地域の自然や歴史・文化を踏まえ、地域における持続可能で快適なまちのイメージを検討し、共有する。
- 地域のあらゆる世代の住民にとって、より良い、魅力的な地域環境の創造に向けて、優先的に取り組むべき課題を整理する。



③ 課題解決に向けた取組みの検討、提案

- 課題解決に向けた取組みを検討する。
- 自分たちでできること、行政、事業者、地域活動団体等と協働すべきことを整理し、関係者に支援・協力の要請や協働実施の提案をする。



④ 課題解決に向けた取組みの実施

- 自分たちで又は事業者、行政、地域活動団体等との協働により、課題解決に向けた取組みを実施し、その成果を地域で共有する。

【プロジェクトの基本的な考え方】

持続可能な社会の実現にあたっては、「教育」「学習」による人づくりが非常に重要な役割を担っています。

保育園・幼稚園や小中学校での食育や環境教育・環境学習、子ども会活動等の地域活動を通じて、次代を担う子どもの育成につながる様々な取組みを進めていますが、時代の趨勢にあわせて、取組みの幅や対象者を広げていくことが考えられます。持続可能な社会を実現するという観点からは、環境問題を理解している、環境に良い行動ができるというだけではなく、津島市の環境の礎となっている自然や歴史・文化を踏まえた上で、課題の解決方法を探りだし、適切な行動をとることができる市民を育てていくことが求められます。

そこで、庁内の関係各課がそれぞれ取り組んでいるこうした子ども・若者の育成につながる事業（プログラム）を包括し、津島の自然や歴史・文化を踏まえ、持続可能で快適なまちの実現に向けて考え、行動することのできる“津島衆”の育成を図ります。

【プロジェクトの実施主体、主体ごとの役割】

実施主体	行政（子ども・若者の育成につながる事業に取り組む関係各課）	
主体ごとの 主な役割	【市民】	・プロジェクトへの積極的な参加 ・プログラムの講師としての協力
	【事業者】	・プロジェクト及びプログラムへの理解、協力支援 ・プログラムの開発や実践
	【行政】	・関係各課や関係団体・機関との連携によるプログラムの実施

【プロジェクトの進め方】

① 目的の共有化

○プログラムを実施する関係各課が集まり、それぞれの事業内容を確認するとともに、プロジェクトの目的の共有を図る。



② プログラムの推進

○共通する目的を確認した上で、事業の広報、参加者の募集、対象者設定、開催場所等について必要な調整を行い、関係各課で事業を推進する。



③ プログラムの評価、見直し

○毎年度、プログラムを推進する関係各課が集まり、共通する目的の再認識を図るとともに、事業の成果や課題について協議し、次年度の取組みに反映する。

第3章 環境施策の展開

- 基本目標1 人と生きものが共生するまち
- 基本目標2 モノを大切に作る心が根付いたまち
- 基本目標3 エネルギーを賢く大切に使うまち
- 基本目標4 津島らしさを感じられるまち
- 基本目標5 持続可能で快適なまちの実現に向けて

基本目標1 人と生きものが共生するまち

基本方針(1) 身近な水と緑の保全

河川や水路、水田や畑等の農地、社寺林等の水と緑は、私たちの生活において最も身近な自然であり、多様な生きものの生息生育空間でもあります。

しかし、私たちの暮らしの変化とともに、公共用水域の水質の悪化や宅地化による農地の減少が進むことによって、こうした水と緑が段々と暮らしに身近なものでなくなってきています。そして、水の汚れや緑の減少が進むことで、生きものの生息生育空間が失われていくことになります。

日常生活や事業活動による環境への負荷を減らし、身近な水や緑の保全を図ることで、人と生きものが共生するまちを目指します。

施策方針1) 水辺環境を保全・再生します

家庭や事業所から排出される水は、河川、水路、海域等の公共用水域の水環境に大きな影響を与えます。市民や事業者は、使った水がその地域だけでなく下流域へも影響することを考え、責任を持って水を使い、処理することにより、暮らしに関わる水と水辺環境の保全と再生を進めます。

施策① 生活排水及び事業場排水対策の推進

生活排水や事業場排水による河川や水路の水質汚濁を防止するため、地域の特性に応じた公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及のほか、し尿以外の生活排水を処理することのできない単独処理浄化槽からの転換を促進します。

主体別 環境指針	【市民】	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換のほか、合併処理浄化槽の適正管理等に取り組みます。
	【事業者】	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換のほか、排水監視や除害施設の設置・適正管理、建設作業における排水管理等に取り組みます。
	【行政】	・公共下水道の建設等のインフラ整備のほか、汚水処理施設の適正管理や合併処理浄化槽への転換の促進等に取り組みます。
関連施策	基本目標4－基本方針(2)－施策方針2)－施策①：水処理施設の整備促進	

施策② 公共用水域の水質改善の推進

河川や水路における水質調査を実施して水環境の状況を把握し、保全対策に活用します。また、調査結果を公表することで、市民や事業者だけでなく、流域全体での情報共有を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・身近な水辺の水質の監視や生きものの観察に取り組みます。
	【事業者】	・工場や事業所からの排水の水質監視に取り組みます。
	【行政】	・河川等の水質調査による公共用水域の水環境の監視を行うとともに、調査結果の公表や水環境の監視への住民参加の促進に取り組みます。
関連施策	基本目標4－基本方針(2)－施策方針2)－施策③：継続的な調査・監視体制の整備	

施策③ 親水空間の整備促進

河川や水路での生きものの生息生育空間を確保するとともに、治水上の安全性を確保しながら河川、水路、池等で水に親しめる空間を作り出し、人と生きものが共生できる水辺環境を目指します。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	—
	【行政】	・河川護岸の多自然型護岸への改良や親水空間の確保に必要なインフラ整備の検討に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 農地環境を保全・活用します

農地は、津島市の代表的な自然環境の一つであり、水田や畑等の農地では、農業用水の水辺を含めて生態系が形成され、多くの生きものが生息・生育しています。水田や畑が集積された地域もみられますが、津島市の農家数は20年で約3分の1に減少し、農地の宅地化が年々進んでいます。優良農地の確保や農産物の消費拡大による農業振興、農業者以外の市民による農地の有効活用により、農地環境の保全を推進します。

施策① 農業の振興

農地の集積や農地提供者の把握に努め、農業者の経営安定を図るとともに、農地中間管理事業者により農地の集積・集約化を支援し、優良農地の確保や農業生産の効率化を促進することによって農業の振興を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	・農業の経営安定を図り、農地の適正利用に取り組みます。
	【行政】	・農地中間管理事業の推進による農業生産の効率化に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 遊休農地等の有効活用

農家数の減少等により耕作放棄地や遊休農地が増加しています。土地の利用状況を把握して農地の適正な利用を推進するとともに、農家以外の市民による未利用農地の有効活用等を促進します。

主体別 環境指針	【市民】	・未利用農地等を活用した市民農園の利用や農業の体験等に取り組みます。
	【事業者】	・遊休農地の水張りや景観作物の栽培等による農地の生態系や景観の保全に取り組みます。
	【行政】	・耕作放棄地や遊休農地の再生利用による市民農園の普及や農業体験・交流プログラムの実施の促進に取り組みます。
関連施策	基本目標 4—基本方針(3)—施策方針 1)—施策②：農地・河川景観の保全・形成	

施策③ 地産地消の普及・促進

学校や保育所の給食等を中心として、地域で生産された農産物をその地域内で消費する地産地消活動を促進するほか、伝統野菜の普及等による地元農産物の消費拡大を図ることによって、地域の農業の周知と活性化を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・地元農産物や伝統野菜の積極的な購入・消費に取り組みます。
	【事業者】	・地元農産物の生産や地域流通の拡大に取り組みます。
	【行政】	・学校や保育所で行う食育を通じた地産地消の普及に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 3) 社寺林等を保全します

津島神社の大イチョウに代表される社寺周辺の巨木や樹林、集落地における屋敷地内の豊かな樹林等は、歴史的な背景を持つ津島市の代表的な景観を形成する一要素であるとともに、周辺の水辺や緑地・農地と合わせて生きものの重要な生息生育空間となっています。地域住民の理解や協力を得ながら、こうした社寺林等の保全に努めます。

施策① 樹林・樹木の保存

良好な自然環境を有し、景観を形づくっている社寺林等を保存樹木又は保存樹林に指定することによって、地域の樹林・樹木を保全するための位置付けを明確にし、社寺林等の周辺環境を一体として保全できるよう検討します。

主体別 環境指針	【市民】	・社寺林等の保存に取り組みます。
	【事業者】	・事業所敷地内の樹木・樹林の保存に取り組みます。
	【行政】	・社寺林等の保存樹木指定、地区計画制度や都市緑地法等による地域の総合的な保全方策の検討等に取り組みます。
関連施策	基本目標 4—基本方針(3)—施策方針 1)—施策②：農地・河川景観の保全・形成	

施策② 社寺林を活用した地域活動の推進

社寺林を地域の自然環境を代表する共有の財産として根付かせ、保全の気運を高めるために、環境学習や地域活動の場として活用を検討します。

主体別 環境指針	【市民】	・社寺林を活用した地域活動に取り組みます。
	【事業者】	・社寺林を活用した地域活動に取り組みます。
	【行政】	・環境学習や地域活動に活用できる社寺林の情報を提供します。
関連施策	—	

基本方針(2) 身近な水と緑の創出

津島市全域では、まとまりのある農地や縦横に走る河川・水路等の自然環境が見られますが、まちなか(市街地)に限ってみると緑地の割合は約10%に過ぎません。そこで、まちなかに緑のスポットやラインを配置し、暮らしに潤いをもたらす景観や生きものの生息生育空間を確保するとともに、身近に水や緑とふれ合える環境を創出します。

施策方針1) まちなかの緑化を推進します

まちなかでは、道路舗装や建築物等の占める割合が高いため、面積あたりの緑の量が極端に少なくなっています。道路等の公共施設では、その機能を阻害しない範囲で積極的に緑化を進めるとともに、家庭や事業所においても、身近な生活の場への緑の配置を促進します。

施策① 沿道における緑化の推進

津島市の土地利用の13.4%を占める道路空間のうち、県道名古屋津島線等の都市計画道路において街路樹の整備を推進します。また、生活道路の沿道では、接道する駐車場やオープンスペースの緑化や花植えを推進し、目に映る緑や花を増やします。

主体別 環境指針	【市民】	・接道する駐車場やオープンスペースで緑化や花植えに取り組みます。
	【事業者】	・接道する駐車場やオープンスペースで緑化や花植えに取り組みます。
	【行政】	・都市計画道路における街路樹の整備のほか、市民や事業者に苗木や種を配布して沿道・まちなかの緑化に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 公共施設における緑化の推進

市内各所にある市庁舎や図書館、学校等の公共施設では、敷地内のオープンスペースや施設の壁面等を利用した緑化に取り組みます。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	—
	【行政】	・公共施設のオープンスペース、壁面等の緑化のほか、緑の適正管理に取り組みます。
関連施策	基本目標3—基本方針(1)—施策方針1)—施策③：公共施設における省エネルギー行動の推進	

施策③ 家庭・事業所における緑化の推進

住宅地区では、敷地内の緑化や緑の適正管理等による市民一人ひとりの緑化活動を促進するとともに、地域の協力による住宅地域全体での緑化を検討します。

商店街等のまとまりのある商業集積地区では、統一したテーマでの緑化等により魅力と特色ある景観を形成することを検討します。

工場や事業所では、建物や敷地内、敷地境界等での緑化を促進して周辺環境との調和を図るとともに、事業活動による周辺環境への影響の緩和や敷地内での生きものの生息生育空間の確保を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・自宅の緑化のほか、地域での緑化活動等に取り組みます。
	【事業者】	・商業施設や事業所の緑化による周辺景観との調和、緑を利用した敷地境界での騒音緩和や生きものへの配慮等に取り組みます。
	【行政】	・緑化による住宅地区や商業集積地区での景観形成を検討するほか、開発事業等において緑地創造の誘導に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 身近に水や緑とふれあう機会の充実を図ります

地域の自然環境に対する市民の関心を高めるため、その入り口として身近に自然とふれ合うことのできる場や機会の充実を図り、自然に関する体験や学習を通して地域の自然環境について理解を深めます。

施策① 自然体験・学習の機会の充実

身近に自然とふれ合うとともに、暮らしに関わる水や緑、生きもの等の自然環境について学ぶことができる機会の充実を図ります。また、図書館や児童科学館等の社会教育施設と連携し、こうした学びのきっかけとなる情報提供を行うほか、学習成果を地域で活かせる仕組みを検討します。

主体別 環境指針	【市民】	・身近な自然への関心を高める機会や情報の積極的な利用に取り組みます。
	【事業者】	・自然体験・学習の機会、教材やフィールド等の提供に取り組みます。
	【行政】	・自然体験・学習の機会や場、教材、人材等に関する情報の提供に取り組みます。
関連施策	基本目標 5—基本方針(1)—施策方針 1)—施策③：地域での環境学習の推進	

施策② アダプトプログラムの推進

市民や事業者が里親となって、身近な道路や公園等の公共の場所の美化や花植えを行うアダプトプログラムの活動を充実し、地域で活動することにより身近な自然環境への意識・関心を高めます。

主体別 環境指針	【市民】	・一人ひとり又は地域の美化・花植え活動等の主体的な参加に取り組みます。
	【事業者】	・地域貢献活動、ごみゼロ運動、アダプトプログラム等への参加による周辺環境の美化・花植え活動に取り組みます。
	【行政】	・資材や情報の提供によるアダプトプログラムの活動の支援をはじめ、地域の美化・花植え活動の活性化の支援に取り組みます。
関連施策	基本目標 4－基本方針(2)－施策方針 3)－施策①：地域美化活動の推進	

基本方針(3) 生物多様性の保全

生きもの世界では、様々な生きものが互いに関係を持って生息・生育する生態系をつくりあげることによって、自然の柔軟さや強さを生み出しています。また、人間の生活や経済活動もその恵みにより支えられています。しかし、私たちの暮らしの変化や自然開発等が、生きものの生息生育空間の消滅、外来種や化学物質による生態系の急激な変化等を引き起こしています。地域が持つ生きものの多様性を理解し、保全に努めることで、人と生きものが共生できる環境を目指します。

施策方針 1) 多様な生きものが生息・生育できる環境を保全します

人の活動によって、絶滅が危惧される在来の動植物種や人為的に移入された動植物種が増加するなど生態系に急激な変化が生じ、それは私たちの生活にも影響を与え始めています。人の暮らしと生きものの生息・生育が調和し、共生できる環境を実現するため、地域で協働して行動することを目指します。

施策① 生きものの生息・生育状況の把握・共有

タガメやフジバカマ等の絶滅が危惧される動植物種、ヌートリアやミシシッピアカミミガメ、オオキンケイギク等の外来種を含め、地域に生息・生育する生きものの状況を把握するとともに、市民や事業者、近隣自治体等との間で保有する情報の共有を図り、生物多様性の保全に対する認識・機運を高めます。

主体別 環境指針	【市民】	・居住地周辺の動植物の生息・生育状況の把握に努め、その生息・生育に配慮した生活に取り組みます。
	【事業者】	・工場や事業所周辺の動植物の生息・生育状況の把握に努め、その生息・生育に配慮した事業活動に取り組みます。
	【行政】	・生きものの生息・生育状況に関する調査の実施や情報の提供に取り組みます。
関連施策	基本目標 5－基本方針(2)－施策方針 1)－施策①：環境に関する情報の収集・整理	

施策② 生きものとの共生のあり方の検討

地域に生息・生育する生きものの状況を踏まえ、自然や生きものに関する体験や学習を通じて、地域における生物多様性や生きものとの共生できる環境のあり方について検討し、地域で認識の共有を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・地域の生態系への理解を深め、地域にあるべき生物多様性や自然環境について認識の共有に取り組みます。
	【事業者】	・地域の生態系への理解を深め、地域にあるべき生物多様性や自然環境について認識の共有に取り組みます。
	【行政】	・自然体験・学習の機会や地域の生態系に関する情報の提供のほか、生物多様性の保全に必要な希少種の保護や外来種の駆除・防除の方針づくりに取り組みます。
関連施策	－	

施策③ 人と生きものが共生できる地域環境の保全

地域の生態系や生物多様性を保全するため、地域の各主体が協働・連携し、希少種の保護や外来種の駆除・防除だけでなく、その地域における多様な生きものの共生に必要な生息生育空間の保全に努めます。

主体別 環境指針	【市民】	・地域協働による生きものの生息生育空間の維持・向上や創出に取り組みます。
	【事業者】	・地域協働による生きものの生息生育空間の維持・向上や創出に取り組みます。
	【行政】	・地域協働による生きものの生息生育空間の維持・向上や創出のほか、開発による自然への影響を回避・最小化するための調整に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 水と緑をつなぐネットワークを形成します

市内を流れる河川や水路、まとまりのある農地、点在する公園や社寺林・屋敷林、街路樹等の水や緑は、市街地と集落地を結び人の交流を促進する生活ネットワークであるだけでなく、水と緑によって生きものの生息生育空間をつなぐ生態系ネットワークともなります。人と生きものが共生する環境の基盤として、水と緑をつなぐネットワークの形成を目指します。

施策① 広域的な視点による生態系ネットワークの形成

津島市を含む周辺自治体を対象とする「生態系ネットワーク協議会」において、広域的な地域の特性や現状と課題を整理した上で、自然のあり方や目指すべき姿について共通の認識をもって設定する目標に向けて、土地所有者、開発事業者及び活動者の協働による取組みを行い、生物多様性の保全の取組みの地域への展開を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・生きものの行動範囲、生息・生育する環境等の情報の共有に取り組みます。
	【事業者】	・生きものの行動範囲、生息・生育する環境等の情報の共有に取り組みます。
	【行政】	・生態系ネットワークの形成を広域で協議し、地域における生きものの生息・生育の状況や環境等の把握と情報の共有に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 生態系ネットワークの充実に向けたまちなか緑化の推進

水田や畑等の農地、市街地に点在する公園や社寺林・屋敷林、縦横に走る河川や水路等は、それぞれが生きものの生息生育空間として機能するほか、生息生育空間同士がネットワークとして結ばれることによって、より広域の豊かな生態系が形成されます。ネットワーク化に不足する地域に水や緑の中継点を形成し、生態系ネットワークの充実を図ります。

主体別 環境指針	【市 民】	・自宅等の緑化や花植えのほか、地域の緑化活動等に取り組みます。
	【事業者】	・商業施設や事業所等の緑化や花植えに取り組みます。
	【行 政】	・街路樹の整備や公共施設の緑化と緑の適正管理のほか、開発事業等における緑地創造の誘導に取り組みます。
関連施策	基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 1－施策③：親水空間の整備促進 基本目標 1－基本方針(2)－施策方針 1－施策①～③： 沿道・市街地、公共施設、家庭・事業所における緑化の推進	

基本目標2 モノを大切に作る心が根付いたまち

基本方針(1) 3Rの推進

全国的には、ごみの排出量が減少し、資源化率が上昇する傾向にあります。津島市では、ごみの排出量は減少の傾向にありますが、資源化率も低下しています。

いったん発生したごみは、資源として再生利用できる部分があっても、少なからず環境への負荷を生じます。ごみの発生をできる限り抑えることを優先課題とし、各主体によるごみの排出量の一層の削減や排出されるごみからの有用資源の回収によりごみの減量を図るとともに、回収した資源の再生利用を促進して資源の循環を促進することにより、ごみによる自然環境への負荷の低減を目指します。

施策方針1) 廃棄物の発生抑制を推進します

資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、ごみの発生を抑えることに優先的に取り組みます。

また、製品や容器等の再利用は、再生利用に比べて資源の減失が少なく、再び使用するための処理の過程におけるごみの発生も少ないと言われています。家庭や事業所等の消費段階で発生するごみの排出量を減らすだけでなく、モノの製造や流通の段階におけるごみの発生を抑制する取組みの余地を検討します。

施策① ごみの発生抑制の推進

市民や事業者等の各主体が、ごみの排出が環境に負荷を与えることの認識を共有し、容器包装の簡素化等によるごみ発生量の少ない製品の提供、マイバッグの利用によるレジ袋の削減等、それぞれの立場でのごみの発生抑制につながる取組みを推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・過剰包装商品の購入自粛、マイバッグ持参運動、エコクッキング等による家庭生活におけるごみの発生抑制に取り組みます。
	【事業者】	・長寿命製品の開発、過剰包装商品の販売抑制やレジ袋の有料化のほか、環境マネジメントの導入等による事業活動におけるごみの発生抑制に取り組みます。
	【行政】	・ごみ処理市民委員会と連携して、家庭生活や事業活動におけるごみの発生抑制の啓発に取り組みます。
関連施策	—	

施策② ごみの排出抑制・減量化の推進

家庭生活や事業活動において、生ごみの水分除去や反故紙の裏面利用等の簡単に取り組むことのできるごみの排出抑制・減量化の取組みを推進します。

また、発生するごみの分別を徹底し、有用な資源を回収することにより、処分するごみの量の抑制に努めます。

主体別 環境指針	【市 民】	・生ごみの堆肥化や水分ひと絞り運動等による家庭生活におけるごみの減量化に取り組めます。
	【事業者】	・詰替製品の拡充等の製品の省資源化のほか、環境マネジメントの導入による事業活動におけるごみの減量化に取り組めます。
	【行 政】	・生ごみの堆肥化の普及や常設リサイクルステーションにおける分別の拡充によるごみの減量化に取り組めます。
関連施策	—	

施策③ 製品等の再使用の推進

生活用品や衣類、事務用品等のあらゆるモノがリユース市場を通じて再使用される仕組みの整備に取り組むとともに、リユース品自体の価値の向上や利用者の意識の変革を促し、モノが使い捨てにならない取組みを推進します。

主体別 環境指針	【市 民】	・フリーマーケットの利用等によるモノの再使用の充実に取り組めます。ごみ処理市民委員会では、市民への説明会や啓発活動に取り組めます。
	【事業者】	・リユース市場の充実等によるモノの再使用体制の整備に取り組めます。
	【行 政】	・ごみ処理市民委員会との連携による再使用の啓発やフリーマーケット等のリユース市場の充実の支援に取り組めます。
関連施策	—	

施策方針 2) 廃棄物の再生利用を推進します

空きカンや空きビン、ペットボトル、古紙、古着等の資源ごみの分別収集に加え、プラスチック製容器包装の分別や小型家電製品の回収に取り組んでいます。ごみの再生利用をさらに促進し、有用資源が循環することによって、新たに自然から採取する資源の量を抑えます。

施策① ごみの資源化の促進

ごみの分別により回収された有用資源は、リサイクル事業者によって再資源化され、製品やエネルギー源として再生利用されます。ごみの有用性や資源性に対する意識啓発を図り、ごみの再資源化を促進します。

主体別 環境指針	【市 民】	・ごみステーションの適切な管理・利用、家庭ごみの分別排出やリサイクル制度の遵守、集団回収の普及等による資源の分別に取り組みます。
	【事業者】	・事業系ごみの分別排出によるごみの資源化の促進に取り組みます。
	【行 政】	・ごみの排出・分別に関する啓発や相談窓口の充実、集団回収の支援、常設リサイクルステーションの設置等によるごみの資源化の推進に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 再生利用の拡大

再資源化された循環資源を使用した再生品の積極的な利用によって、再生利用のより一層の促進を図ります。また、分別収集による再資源化については、生ごみの飼料利用や刈草・剪定枝の堆肥化、再生可能エネルギー資源としての利用等による再生利用を促進します。

主体別 環境指針	【市 民】	・再生紙や再生プラスチック等の再生品の積極的な利用に取り組みます。
	【事業者】	・グリーン購入等による再生品の利用促進等事業活動での環境配慮に取り組みます。
	【行 政】	・家庭や事業所におけるグリーン購入等の実施や廃食用油の BDF 化、刈草・剪定枝の分別回収等による資源化の促進に取り組みます。
関連施策	—	

基本方針(2) 適正なごみ処理体制の構築

社会経済活動のあるところでは、必ずごみの処理が必要となります。資源循環の終着点においてごみが適正に処理されないと、地域の景観の悪化や有害物質の漏出による環境汚染等にもつながってしまいます。

市民や事業者がごみ処理の仕組みを理解し、責任を持って適正にごみを排出するよう促すとともに、ごみの処分に関わる施設や体制を適切に管理し、適正なごみ処理の実施を推進します。

施策方針 1) 廃棄物の適正な処理を推進します

津島市で排出された一般廃棄物は、中間処理によって有用資源の再資源化や再生処理を行い、その残余の可燃ごみを海部地区環境事務組合が管理する八穂クリーンセンター（弥富市）で焼却処分し、不燃ごみの一部を鹿伏免最終処分場で埋立処分しています。

ごみ処理に関する地域の理解の下で、ごみ処理施設での適正なごみ処理や最終処分場でのごみの適正管理を通じて、地域環境の安全を確保します。

施策① ごみゼロ運動等の推進

市民や事業者の参画により、環境美化を目的としたごみゼロ運動やアダプトプログラムが地域ぐるみで行われています。地域による環境保全の取組みを促進し、地域の一人ひとりが地域の環境に対する関心を高め、ごみの散乱やポイ捨てを許さないという意識の醸成・共有を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・一人ひとり又は地域の美化・花植え活動への主体的な参加に取り組みます。
	【事業者】	・地域貢献活動、ごみゼロ運動、アダプトプログラム等への参加による周辺環境の美化・花植え活動に取り組みます。
	【行政】	・ごみゼロ運動のコーディネートやアダプトプログラムの活動の支援をはじめ、地域の美化・花植え活動の活性化の支援に取り組みます。
関連施策	基本目標 1ー基本方針(2)ー施策方針 2)ー施策②：アダプトプログラムの推進	

施策② ごみの適正処理に対する意識の醸成

市民や事業者のごみ処理に関する意識の醸成を図り、ごみ処理の実態や方法等の学習を通して、ごみの適正な排出方法の理解と定着を図り、併せて排出者としての責任の自覚を促します。

また、集合住宅へのごみ集積場の設置をはじめとするごみ出しやステーションの設置・管理に関するルール改善について検討を行います。

主体別 環境指針	【市民】	・ごみの処理に関する理解を深め、責任を持ってごみの排出に取り組みます。
	【事業者】	・ごみの処理に関する理解を深め、責任を持ってごみの排出に取り組みます。
	【行政】	・ごみ処理市民委員会と連携してごみ処理施設の見学会や講習会の実施、小中学校でのごみの分別等に関する環境教育、ごみ処理に関する情報提供・啓発等に取り組みます。
関連施策	-	

施策③ ごみ処理施設・最終処分場の適正管理

中間処理によって有用資源と分別された循環利用できないごみは、ごみ処理施設や最終処分場において処分を行います。ごみの分別排出・収集や中間処理の充実によって最終処分されるごみの量を適正に維持するほか、ごみ処理施設の運営による環境への影響を点検するとともに、最終処分場において施設及び処分ごみを適正に管理します。

主体別 環境指針	【市 民】	・家庭ごみの分別排出の徹底によるごみ処分量の削減に取り組みます。
	【事業者】	・事業系ごみの分別排出の徹底によるごみ処分量の削減に取り組みます。
	【行 政】	・中間処理の充実等によるごみ処分量の削減を図るほか、ごみ処理施設・最終処分場の適正管理に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 不法投棄・不適正処理対策を推進します

ごみの不法投棄や不適正処理、突発的に発生して処理不能な災害廃棄物等は、地域の生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼすものであり、あらかじめ未然防止の対策や処理体制の整備を行い、その発生に備える必要があります。広域的に取り組むべき課題については行政が主導するほか、身近な課題に対しては、地域と行政が連携して防止や対応に努めます。

施策① 不法投棄対策の推進

地域の目の届きにくい場所での一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄だけでなく、道端や道路へのごみのポイ捨て、屋外でのごみの焼却等は、未然防止の啓発に加え、地域と行政が連携して監視を行う体制をとり、不適正なごみの処理を行わせない姿勢を見せることが重要です。また、不適正な処理の行為者に対しては、ごみの排出者責任を追及し、原状回復と是正を徹底します。

主体別 環境指針	【市 民】	・ごみの不法投棄やポイ捨て、野焼きをしないだけでなく、地域で連携して、不法投棄や不適正処理、ごみの持ち去り等に対する監視に取り組みます。
	【事業者】	・事業活動により排出されるごみの適正処理、建設工事における建設リサイクル法の遵守等に取り組みます。
	【行 政】	・不法投棄や不適正処理の防止啓発のほか、パトロールや監視による早期発見、指導、ごみの回収等に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 災害廃棄物処理への対応検討

大規模災害時に発生する災害廃棄物は、市町村が処理を行います。災害発生後の市民生活及び産業活動の早期の復旧・復興に対応するため、愛知県をはじめとする他の自治体と連携して処理できるよう広域的な処理体制を整備します。

主体別 環境指針	【市民】	－
	【事業者】	－
	【行政】	・災害廃棄物処理計画の策定や処理体制の整備に取り組みます。
関連施策	－	

基本目標3 エネルギーを賢く大切に使うまち

基本方針(1) 省エネルギー行動の推進

地球温暖化をもたらす人為的な温室効果ガスの大部分は、私たちの日常生活や事業活動に必要なエネルギーの使用によって発生します。津島市の2012年のエネルギー消費量をみると、1990年と比較して24.9%増加しています。地球温暖化の防止にあたっては、こうしたエネルギー使用量の削減を通じた温室効果ガス排出量の抑制が最大の対策となります。

省エネルギー行動は、エネルギー使用の無駄をなくすことです。市民意識調査では、市民や事業者だけでなく、多くの小中学生がエコドライブ等の省エネルギー行動に取り組みたいと回答しています。各主体の省エネルギー行動を通じて、エネルギーを賢く大切に使う意識を醸成します。

施策方針1) 省エネルギー行動を推進します

津島市でのエネルギー消費量の推移を部門別にみると、2012年には1990年と比較して民生家庭部門で43.6%の増加、民生業務部門で58.3%の増加となっており、家庭や事業所での省エネルギー対策が求められています。省エネルギーに取り組むには、まずはエネルギーの使用状況を知ることが重要です。エネルギーが何に、どれだけ使われているかを知り、無駄なエネルギーの使用を抑える省エネルギー行動を推進します。

施策① 家庭での省エネルギー行動の促進

電気やガスの使用量を記録する環境家計簿ソフト等を利用して、家庭のエネルギー使用状況の見える化を推進します。さらに、冷暖房の適切な温度設定やエコドライブ等の家庭生活における省エネルギー行動のほか、省エネ家電製品への交換、省エネリフォームといった住宅設備の改善や機能向上により、家庭におけるエネルギー使用量の削減を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・環境家計簿ソフトによるエネルギー使用量の見える化のほか、家電製品や住宅設備の省エネルギー化や日常生活の中での省エネルギー行動に取り組みます。
	【事業者】	・省エネ家電製品や省エネリフォーム等による省エネルギー効果の周知に取り組みます。
	【行政】	・エネルギー使用量の見える化や日常生活における省エネルギー行動に関する情報の提供に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 事業所での省エネルギー行動の促進

省エネ診断や節電診断等のサービスを活用して、事業所のエネルギー使用状況の把握や改善対策の検討を行います。また、環境マネジメントシステムや環境会計等の導入による総合的な取組みのほか、従業員一人ひとりの省エネルギー行動、工程の見直しや設備機器の省エネ設定・改修等により、事業所におけるエネルギー使用量の削減を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	・環境マネジメントシステムの導入のほか、従業員の省エネルギー行動や設備機器等の省エネルギー化に取り組みます。
	【行政】	・中小企業を中心としたエネルギー使用量の見える化や環境マネジメントシステムの導入に関する情報提供や支援に取り組みます。
関連施策	—	

施策③ 公共施設での省エネルギー行動の推進

職員一人ひとりの省エネルギー意識を高め、事務事業に支障のない範囲で、照明の間引き点灯やこまめな消灯、空調機器の省エネ設定や運転時間の短縮等の日常業務における省エネルギー行動を推進します。また、公共施設の構造に応じて、緑のカーテン等の省エネルギー対策や設備機器の省エネ設定・改修等により、公共施設におけるエネルギー使用量の削減を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	—
	【行政】	・職員の省エネルギー行動や設備機器等の省エネルギー化に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 環境に配慮した交通利用を促進します

津島市における世帯当たり自動車保有台数は 1.45 台/世帯であり、愛知県平均 (1.33 台/世帯) の約 1.1 倍、全国平均 (1.08 台/世帯) の約 1.3 倍となっています。また、通勤・通学時の交通手段は自動車が 50%を超え、鉄道・バスの 2.5 倍となっており、全国平均と比べても日常生活での自動車への依存度が大きくなっています。運輸部門における省エネルギー対策として、環境に配慮した交通利用を促進します。

施策① エコモビリティ・ライフの普及促進

自動車への過度な依存を軽減してエネルギー使用量を抑えるため、自動車と電車・バス等の公共交通機関、自転車、徒歩等を賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルであるエコモビリティ・ライフの普及を図ります。また、地域公共交通である巡回バス「ふれあいバス」をはじめとする公共交通機関や自転車の利用を促進します。

主体別 環境指針	【市 民】	・通勤や通学、買い物等において、場所や距離、天候、体調等に応じた適切な交通手段の利用に取り組みます。
	【事業者】	・事業所でのエコモビリティ・ライフの実践に取り組みます。
	【行 政】	・巡回バス「ふれあいバス」の運行や公共交通機関、自転車の利用促進のほか、エコモビリティ・ライフの普及と市役所での実践に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 低公害車（エコカー）の普及促進

次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車及び天然ガス自動車）のほか、燃費基準早期達成車や低排出ガス認定車等の従来車について、環境性能に優れた低公害車（エコカー）として普及を図り、エコドライブによる運用改善と併せて、自動車から排出される温室効果ガスを削減します。

市民、事業者及び行政におけるエコカーの導入拡大を図るほか、商業施設や駐車場での電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電インフラの充実を促進します。

主体別 環境指針	【市 民】	・自家用自動車のエコドライブのほか、エコカーの導入に取り組みます。
	【事業者】	・業務用自動車のエコドライブのほか、エコカーの導入に取り組みます。
	【行 政】	・公用車のエコドライブやエコカーの導入のほか、エコカーに関する情報の提供や市民や事業者における導入の促進に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 3) 地域の地球温暖化対策を推進します

地球温暖化の対策は、一人ひとりの行動を地域全体で受け入れることができなければ広がりません。省エネルギー行動だけでなく、家庭や社会における様々な活動において環境に配慮するといった謙虚さをもって地域全体で地球温暖化対策を推進します。

また、地球温暖化は、人の生活や社会活動がある限り、進行するものとされています。エネルギー使用の合理化によりその進行を止める対策だけでなく、地球温暖化に適応していくための対策も併せて検討していくこととします。

施策① 地域の省エネルギー行動の促進

夏季における家庭での冷房利用を控え、緑の多い公園や水辺、図書館等の公共施設、商業施設といった涼しい空間をシェアする「クールシェア」のほか、緑化の推進や打ち水等の身近にできる取り組みを含めて、地域全体で省エネルギーの意識の高揚や行動の促進を図ります。

また、自動車からの温室効果ガスの排出量を削減するため、急発進や加速・減速を減らしたエコドライブの実践を各主体で推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・夏季には自宅での冷房利用を控え、クールシェアに参加するほか、エコドライブを実践します。
	【事業者】	・商業施設等でクールシェアスポットとして協力するほか、事業活動におけるエコドライブの実践に取り組みます。
	【行政】	・クールシェアの普及のほか、公園や水辺の整備によるクールシェアスポット化、公用車のエコドライブの実践に取り組みます。
関連施策	—	

施策② グリーン購入等による環境配慮の推進

製品やサービスの利用にあたっては、価格や利便性、デザインだけでなく、環境への影響を考慮して、環境への負荷の少ないものを選び、必要な量だけを購入することによって、温室効果ガスの低減や廃棄物の発生を抑制できる「グリーン購入」の推進を図り、環境への負荷の低減に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を促進します。

主体別 環境指針	【市民】	・家庭生活においてグリーン購入をはじめとする環境に配慮したライフスタイルの定着に取り組みます。
	【事業者】	・事業活動においてグリーン購入をはじめとする環境に配慮したビジネススタイルの定着に取り組みます。
	【行政】	・市民や事業者の環境配慮の促進の啓発のほか、市役所の事務及び事業におけるグリーン購入や環境配慮契約に取り組みます。
関連施策	—	

施策③ 地球温暖化対策の計画的な実行

市役所の事務及び事業による温室効果ガスの排出量の抑制等の措置に関して定める「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを実施します。

また、市役所の事務及び事業における地球温暖化対策の取り組みの成果をもとに、地域における温室効果ガス排出量の把握や地球温暖化に対する緩和策及び適応策の進め方について検討を行います。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	—
	【行政】	・温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、その実現に向けた市役所の取り組みの実行と実施状況の公表に取り組みます。
関連施策	—	

基本方針(2) 再生可能エネルギーの利用促進

日々の快適な暮らしを支えるエネルギーは、その多くを温室効果ガスが排出される化石燃料に頼っています。省エネルギー行動とともに、太陽光等の環境負荷の少ない再生可能エネルギーを利用することは、化石燃料の使用の抑制につながり、地球温暖化対策にとって大きな意義があります。

津島市の地域特性において資源量の多い太陽光をはじめとして、太陽熱や地下水の温度差熱を利用した再生可能エネルギーを取り出し、エネルギーを効率的に利用することにより、エネルギーの地産地消を推進します。

施策方針 1) 家庭・事業所での再生可能エネルギーの利用を促進します

津島市内では、平成 26 年 3 月末現在で 1,071 基の太陽光発電設備が設置され、最大出力 7,700kW の発電能力を有し、平成 25 年度の年間累積受給電力量は 636 万 kWh となりました。家庭や事業所における太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入を促進するとともに、発電したエネルギーの効率的な利用を推進します。

施策① 創エネルギー設備の導入促進

愛知県は、年間の日照時間が長い地域の特性から、太陽エネルギーの利用に適していると言われています。引き続き、住宅用太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入を促進し、家庭からの温室効果ガスの排出を削減します。

主体別 環境指針	【市民】	・家庭でのエネルギーの使用状況に応じて、住宅用太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入・利用に取り組みます。
	【事業者】	・事業所への創エネルギー設備の普及に取り組みます。
	【行政】	・住宅用創エネルギー設備の導入の支援に取り組みます。
関連施策	—	

施策② エネルギーの効率的な利用の推進

再生可能エネルギーの利用は、省エネルギー行動と併せて進めることにより、温室効果ガス削減のライフスタイルを形成し、その効果をより発揮することができます。また、自ら創り出したエネルギーを自ら消費することで、必要なエネルギーを必要なだけ使うという意識が生まれ、エネルギー使用の無駄を省くことにつながります。

エネルギーマネジメントシステムや蓄電池等の設備機器を利用して、エネルギーを効率的に使用することによって、エネルギーの必要量自体の削減や使用電力のピークカット・ピークシフトへの対応を図り、再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・家庭での省エネルギー行動に努めるとともに、再生可能エネルギーの効率的な使用のための蓄エネルギーに取り組みます。
	【事業者】	・事業所の省エネ診断・節電診断を活用し、創エネルギー設備やエネルギーマネジメントシステムの導入に取り組みます。
	【行政】	・エネルギーの効率的な利用の啓発や情報提供に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 地域での再生可能エネルギーの利用を促進します

市役所本庁舎をはじめとする公共施設において太陽光発電設備の導入を進めています。発電された電気を日常業務や施設維持に使用し、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に努めるほか、災害時における自立電源として活用して災害対策の継続や避難施設の維持を図ります。

施策① 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進

公共施設では、5施設に太陽光発電設備が導入され、合計最大出力 75kW の発電能力を確保しています。再生可能エネルギーの平常時利用に加え、災害時の活用を重点的に考慮し、創エネルギー設備の導入促進に加え、蓄電池を併設して蓄エネルギーによる効率的なエネルギー使用と非常時電力の確保を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	—
	【行政】	・災害時の電力確保を考慮し、公共施設への創エネルギー設備や蓄エネルギー設備の導入に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 地域での再生可能エネルギーの利用状況の把握

再生可能エネルギーは、地域で創出されるエネルギーであり、その創エネルギー施設は、災害時においてエネルギーを確保できる貴重な施設になります。市民、事業者等が市内で設置する太陽光発電施設の場所や発電能力等の情報を収集するとともに、事業者等の理解と協力の上で、災害時において地域でのエネルギーの地域共同利用について検討します。

また、これまで利用の少なかった太陽熱や地下水の温度差熱等の再生可能エネルギーについて、地域の実情等に応じて、創エネルギー設備の導入の促進を検討します。

主体別 環境指針	【市民】	・災害時における創エネルギー施設の地域共同利用への協力に取り組みます。
	【事業者】	・災害時における創エネルギー施設の地域共同利用への協力に取り組みます。
	【行政】	・事業者等による市内の再生可能エネルギーの創エネルギー施設の情報の収集と災害時の地域共同利用の検討に取り組みます。
関連施策	基本目標 5－基本方針(2)－施策方針 1)－施策①：環境に関する情報の収集・整理	

基本目標4 津島らしさが感じられるまち

基本方針(1) 地域の防災・減災対策の推進

津島市は、市域の大部分が海拔ゼロメートル以下にあり、安全の確保にあたっては、地震及びこれに伴う地盤の液状化、津波や浸水といった水害等に対する防災・減災の取組みを欠くことはできません。一般的に、防災は災害を未然に防ぐための取組み、減災は災害が発生した際の被害を最小限に食い止めるための取組みのことを言います。

市民意識調査では、将来のまちの姿として、多くの市民が防災・減災の取組みが進んで災害に強いまちを望んでいます。

行政が主体となって推進する災害に強い施設整備等の防災対策と、市民一人ひとりが災害時に適切な行動をとることができるような減災対策を併せて推進し、安全・安心な社会を目指します。

施策方針1) 地域の減災体制の実効力を高めます

災害時には、「津島市地域防災計画」に基づき、行政だけでなく地域の防災組織等と連携して災害時活動を行います。また、災害時における行政と地域の役割をそれぞれが認識を共有して必要な備えを行い、防災・減災に関する意識と災害時の行動力の向上を図ります。

施策① 災害時行動の浸透

行政の非常配備体制を常に見直し、災害時に無駄のない迅速な活動を行うことができるよう実際の災害を想定した訓練を行います。

地域では、家庭でのそれぞれの災害時対応を徹底するとともに、各小学校区に設置されたコミュニティ組織や自主防災組織を中心として、地域の特性に応じた防災・減災の取組みを推進します。また、自主防災組織や民生・児童委員等の協力を得て、防災施策において特に配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるなど、地域で助け合う体制を整えます。

主体別 環境指針	【市民】	・地域で行われる防災・減災の取組みに参加するとともに、家庭での災害時行動や身近な避難行動要支援者の確認に取り組みます。
	【事業者】	・災害時の従業員の適切な行動を徹底するとともに、災害時協力体制の整備に取り組みます。
	【行政】	・「津島市地域防災計画」に基づく非常配備態勢や行動を職員一人ひとりが認識するとともに、災害時要配慮者の登録受付や地域における支援体制の構築に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 防災・減災意識の啓発

災害に備えて、日頃から家族での話し合いや備蓄品・持出品の確認をするよう啓発し、防災意識の向上を図るほか、救助活動や安否確認に役立つ「津島市防災情報カード」の利用を推進します。

地域では、コミュニティ組織や自主防災組織等を中心とした協働により、「減災まちづくりビジョン」で取りまとめた校区別の問題点や課題を整理し、避難時に利用できるハザードマップ等の防災・減災ツールの作成と活用を促進を行います。

さらに、災害時の活動の中心となる人材育成として、小中学生中心とした地域の防災リーダー育成を推進し、地域全体を巻き込んだ防災・減災に関する意識や災害時の行動力の向上を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・日頃から災害時における緊急連絡体制や備蓄品・持出品の確認等に取り組みます。
	【事業者】	・防災訓練等を通じて、従業員への災害時行動の教育を行います。
	【行政】	・市民の日頃からの防災・減災意識の啓発のほか、コミュニティ組織や自主防災組織等との協働によるハザードマップの作成や防災リーダーの育成に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 防災施設等の整備を推進します

災害時に利用できる避難所や防災倉庫を市内各所に整備・設置していますが、いざというときの「想定外」を極力なくすために、防災施設や備蓄品等のさらなる充実を図ります。

施策① 災害に強いまちづくりの推進

災害時には、防災拠点として避難所や対策本部としての機能を果たす公共施設の耐震化や機能維持・強化を引き続き推進します。

また、津波や浸水等の水害において、3階建以上の事業所やマンション・アパート等を一時的な避難場所として利用することで、避難場所の空白地帯を減らすことができます。こうした一時的な避難場所を市民や事業所との協定により確保するほか、自主防災組織と連携して標高表示板を整備するなど、地域での避難施設や避難情報の充実を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・避難経路や避難場所の把握や家庭での話し合いによる避難方法等の情報の共有に取り組みます。
	【事業者】	・事業所の一部を災害時における一時的な避難場所とする協力に取り組みます。
	【行政】	・公共施設の耐震改修や機能の維持・強化、防災倉庫や備蓄品の維持管理等のほか、事業所やアパート・マンションの一時的な避難場所としての確保や自主防災組織との連携による標高表示板の設置に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 災害に強い施設整備

既存の木造住宅に対しては、無料耐震診断や耐震改修費の公的補助の実施により、耐震化の向上を図ります。また、台風や集中豪雨、地震等の災害時においても住み続けることができるような住宅モデルである「防災・減災のための津島型住宅モデル」の活用を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・無料耐震診断や耐震改修費補助等を利用し、住宅の耐震性能の向上に取り組めます。
	【事業者】	・事業所の耐震化に取り組めます。
	【行政】	・一般住宅の耐震性能の向上の支援に取り組めます。
関連施策	—	

基本方針(2) 魅力ある生活環境の創造

緑が豊かである、川や池の水、空気がきれいである、道路や施設がきれいで便利であるといった身近な生活空間の快適さや魅力が、健康で潤いのある生活を生み出します。

そこで、公園・緑地の整備や維持管理、公害対策といった日常生活に必要な環境整備を推進するとともに、地域との協働による美化活動や防犯活動を推進し、地域と行政が一体となって魅力ある生活環境の創造を図ります。

施策方針 1) 公園・緑地の整備を推進します

天王川公園や東公園等の都市公園は、市内 12 か所に整備されていますが、目標とする市民 1 人あたりの面積を確保できていません。健康で潤いのある生活に必要な身近な公園・緑地の整備に加え、その適切な維持管理を推進します。

施策① オープンスペースやポケットパークの整備推進

都市公園が不足している地域を中心に、公共施設のオープンスペース等を活用した公園機能の補完を検討します。また、市民緑地制度や借地公園制度等を活用した公園・緑地の整備やまちなかのポケットパーク（身近な小規模公園・緑地）の確保を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・地域で利用する公園・緑地・ポケットパーク等として所有する空き地等の提供に取り組みます。
	【事業者】	・市民の休息等の利用のため事業所の敷地内にある緑地や水辺等の提供に取り組みます。
	【行政】	・公共施設のオープンスペース等を活用した公園機能の充実やまちなかのポケットパークの確保に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 地域に根ざした公園・緑地の維持管理の実施

安全で快適な公園・緑地の利用に向けて、都市公園のバリアフリー化や施設・設備の長寿命化対策等による利便性の向上を図るとともに、地域との協働による維持管理に取り組みます。

天王川公園については、老朽化した藤棚の改修を含めた公園全体の再整備による公園施設長寿命化を検討します。

主体別 環境指針	【市民】	・アダプトプログラム等への参加による公園・緑地の美化・花植え活動やポケットパークの維持管理に取り組みます。
	【事業者】	・地域貢献活動、ごみゼロ運動、アダプトプログラム等への参加による公園・緑地を含めた周辺環境の美化・花植え活動に取り組みます。
	【行政】	・公園施設のバリアフリー化や施設・設備の長寿命化対策に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 公害対策を推進します

地盤沈下をはじめとする7大公害によって近年深刻な事態が生じている事案はありませんが、主流となる公害は、工場の操業等を原因とする大規模な産業公害から、建設工事や日常生活によって発生する騒音・振動や悪臭といった都市・生活型公害に変化してきています。

引き続き、地下水の過剰汲み上げ等の公害防止の規制や監視を行うほか、津島市の特徴である水環境の維持・改善や野焼きによる大気汚染や悪臭等の身近な公害による被害を防止するための対策を講じ、地域の生活環境の改善を推進します。

施策① 水処理施設の整備促進

生活排水や事業場排水による河川や水路の水質汚濁を防止するため、地域の特性に応じた公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及のほか、し尿以外の生活排水を処理することのできない単独処理浄化槽からの転換を促進します。

主体別 環境指針	【市民】	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換のほか、合併処理浄化槽の適正管理等に取り組みます。
	【事業者】	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換のほか、排水監視や除害施設の設置・適正管理、建設作業における排水管理等に取り組みます。
	【行政】	・公共下水道の建設等のインフラ整備のほか、汚水処理施設の適正管理や合併処理浄化槽への転換の促進等に取り組みます。
関連施策	基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 1)－施策①：生活排水及び事業場排水対策の推進	

施策② 都市・生活型公害対策の推進

日常生活に伴う生活騒音、建設工事による騒音・振動、野焼きによる悪臭等の都市・生活型公害は、居住区域に近いところで発生することが多く、日常生活に直接的な影響を与えます。

家庭生活に伴って発生する騒音、排水、臭い等の近隣公害については、お互いに被害者にも加害者にもなり得ることがあります。相互に配慮し合った生活を送るとともに、相互間の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いによる解決を目指します。

工事現場や工場・事業所における作業に当たっては、作業方法や工法、作業の時期・期間等を周辺の生活環境に配慮して決定するとともに、周辺住民に対して作業の趣旨・内容、騒音・振動・悪臭の防止方法、周辺への影響の有無等について十分な説明を行い、理解を得ることによって、周辺の生活環境への影響の低減を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・近隣住民同士の相互理解を深め、生活から発生する騒音等への配慮に取り組みます。
	【事業者】	・騒音・振動・悪臭を伴う作業を行うときは、関係法令を遵守し、周辺住民の理解の上で行い、周辺の生活環境への配慮に取り組みます。
	【行政】	・事業者が行う騒音・振動・悪臭を伴う作業について、関係法令の規制に基づき必要な指導等の措置に取り組みます。
関連施策	－	

施策③ 継続的な調査・監視体制の整備

二酸化硫黄や二酸化窒素といった工場や自動車の排出ガスを原因とする大気汚染物質は、対策が進んだことにより環境基準を達成しています。全国的に達成が困難となっている光化学スモッグや近年悪化が進んでいる PM2.5 等を含めて、大気汚染物質の常時監視による大気環境の保全と対策を推進します。

津島市内の河川や水路における水質の有機汚染の代表的な指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) が改善傾向にあり、環境基準 E 類型が適用される日光川 (日光橋) では、10mg/L 以下の環境基準を達成しています。河川や水路における水質調査等により現況を把握するとともに、上下流の流域での情報の共有を図り、水環境の保全と対策を推進します。

昭和 60 年代以降沈静化している地盤沈下の把握のため、水準標高の調査を実施しています。一般的に見て、地下水揚水量の減少に伴う地下水位の上昇により、概ね沈静化の傾向にありますが、引き続き地盤沈下・地下水位の監視や地下水の揚水規制等により地盤沈下の防止を推進します。

こうした公害の状況や調査の結果は、継続的に公表し、関係機関や市民・事業者との情報の共有を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	・工場や事業所では、環境関連法令の規制等を遵守し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。
	【行政】	・大気環境の継続的な監視や主要河川における水質調査、公害発生状況の監視等の実施とともに、情報の継続的な公表により関係機関との連携や市民への情報共有に取り組みます。
関連施策	基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 1)－施策②：公共用水域の水質改善の推進 基本目標 5－基本方針(2)－施策方針 1)－施策①：環境に関する情報の収集・整理	

施策方針 3) 快適な住環境を確保します

住環境の快適さは、身近な公共空間が清潔であること、安全・安心であることから生まれます。津島市では、市民総ぐるみのごみゼロ運動やアダプトプログラムによる地域美化活動が続けられているように、市民や事業者がそれぞれ地域の一員として連携し、より良い地域とするために自ら行動する意識が根付いています。こうした意識をもとに、地域の清潔さや安全・安心を守る活動を推進します。

施策① 地域美化活動の推進

市民や事業者によるアダプトプログラムの活動を充実し、各主体による自主的な地域の美化を推進します。また、増加するペットによるフン害や鳴き声の苦情については、ペットの飼い方教室やペットとの共生を進める広報等を通じて飼い主のマナーの向上を図るほか、地域の協働による取り組みを推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・地域の美化活動への主体的な参加に取り組みます。ペットの飼い主は、ペットの飼い方や共生の仕方について考え、マナーの向上に取り組みます。
	【事業者】	・地域貢献活動、ごみゼロ運動、アダプトプログラム等への参加による周辺環境の美化・花植え活動に取り組みます。
	【行政】	・資材や情報の提供によるアダプトプログラムの活動の支援のほか、ペットとの共生や飼い主のマナー向上について地域と連携した啓発に取り組みます。
関連施策	基本目標 1－基本方針(2)－施策方針 2)－施策②：アダプトプログラムの推進	

施策② 地域防犯活動の推進

安全・安心な住環境を形成するため、市民の自主防犯意識の高揚と自主防犯対策の充実を図るほか、市や警察、市民団体等が連携して防犯パトロール等の防犯活動を実施するほか、地域の防犯・安全・景観等において問題となる空家の適正管理のための対策等を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・自主防犯意識の高揚や防犯対策の実践のほか、家族や友人との意識の防犯共有に取り組みます。
	【事業者】	・地域の防犯活動への協力に取り組みます。
	【行政】	・防犯教室や講座の開催や防犯情報の提供、防犯カメラの設置支援のほか、利活用を含めた空家の適正管理の仕組み・体制づくりに取り組みます。
関連施策	－	

施策③ 交通安全対策の推進

津島市では、愛知県や全国と比較して世帯当たりの自動車保有台数が多く、通勤・通学時の交通手段等として自動車への依存度が高くなっています。市民の交通安全意識の高揚と自主的な交通安全対策の充実を図るほか、市や警察、市民団体等が連携して交通安全運動を実施するとともに、歩道、道路反射鏡、照明灯、防護柵等を安全施設の効果的に配置することにより、交通環境の整備を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・日常生活を通じて、交通マナーの向上、自動車や自転車の安全運転等の自主的な交通安全の確保に取り組みます。
	【事業者】	・従業員の通勤や外出時における交通安全意識の高揚を図るほか、地域で行う交通安全対策への協力に取り組みます。
	【行政】	・交通安全教室・講座の開催や地域で行う交通安全対策への協力のほか、道路環境の交通安全対策に取り組みます。
関連施策	—	

基本方針(3) 歴史・文化の継承と活用

津島市には、国の重要文化財である「堀田家住宅」や「津島神社本殿」、日本の歴史公園百選に選ばれた「天王川公園」等の様々な歴史・文化資産が点在しており、こうした歴史・文化が私たちの生活に深く息づいています。また、社寺を中心として集落がまとまって存在する風景や集落地における各敷地内の豊富な緑は、津島市の代表的な景観の一つとなっています。

市民意識調査では、将来のまちの姿として、歴史や伝統文化が息づいているという意見も多くありました。文化財の保護や良好な景観の保全を推進するとともに、まちに息づく歴史・文化の次世代への継承を図ります。

施策方針 1) 良好な景観を保全・形成します

津島市には、津島神社から天王川公園、青池、津島高校を結ぶ旧天王川流域をはじめとする歴史的景観が残る地域、一帯に広がる田園風景が見られる地域、市街化が進み多くの市民が居住する地域等があり、歴史・文化と水と緑、人の生活が一体となった郷土風景を形成しています。こうした各地域の特徴を活かし、津島らしさを後世に伝えていくため、良好な景観の保全・形成を推進します。

施策① 歴史的景観の保全・形成

津島駅西側の歴史・文化ゾーンは、湊町として、また、津島神社の門前町として栄えた歴史があり、社寺や堀田家住宅等の文化財、昔ながらの町割りや街道筋の町家、尾張津島天王祭、尾張津島秋まつり等の貴重な地域資源が多く残されています。

市民や事業者との対話をもとにしたまちづくりを進め、歴史的建造物周辺の道路の美装化や建物の保全、町家・山車蔵等の修景によって、歴史・文化を感じられる景観の形成を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・協働によるまちづくりへの参加や地域の景観を活かした生活空間の整備に取り組みます。
	【事業者】	・協働によるまちづくりへの参加や地域の景観を活かした生活空間の整備に取り組みます。
	【行政】	・市民や事業者との対話をもとにまちづくりの機運の醸成を図るとともに、協働による歴史・文化を活かしたインフラ整備やソフト事業の展開に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 農地・河川景観の保全・形成

農地、民家、社寺が水と緑を介して共存する景観を保全するため、遊休農地等を活用したレンゲや菜の花、コスモス等の景観作物の栽培をはじめとする景観や自然環境の向上に資する多面的な農地・農業用水の活用を推進します。また、人と生きものが共生する水辺環境やその景観を確保するため、市内を縦横に走る河川や水路を活かした親水空間の整備を促進します。

主体別 環境指針	【市民】	・未利用農地等を活用した市民農園の利用や農業体験等に取り組みます。
	【事業者】	・遊休農地の景観作物の栽培等による景観の保全に取り組みます。
	【行政】	・耕作放棄地や遊休農地の再生利用による市民農園の普及や農業体験・交流プログラムの実施の促進に取り組みます。 ・河川護岸の多自然型護岸への改良や親水空間の確保に必要なインフラ整備の検討に取り組みます。
関連施策	基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 1)－施策③：親水空間の整備促進 基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 2)－施策②：遊休農地等の有効活用	

施策③ 都市景観の保全・形成

屋外に表示された看板やはり紙、広告塔等の屋外広告物は、地域の景観に大きな影響を及ぼします。表示の仕方や場所等のルールを遵守し、適正な屋外広告物の表示を行うことにより、都市機能の向上や都市景観の保全を図るとともに、周辺環境に配慮した意匠や色による表示により景観の向上を促進します。

主体別 環境指針	【市民】	・自宅の緑化等によるまちの景観への配慮に取り組みます。
	【事業者】	・適正かつ景観を向上させる屋外広告物の表示のほか、商業施設や事業所の緑化等による周辺景観との調和に取り組みます。
	【行政】	・愛知県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の適正化に取り組みます。
関連施策	基本目標 1－基本方針(2)－施策方針 1)－施策③：家庭・事業所における緑化の推進	

施策方針 2) 文化財の保護を推進します

津島市には、平成 27 年 12 月現在で、国指定文化財 7 件、県指定文化財 18 件、市指定文化財 125 件、国登録文化財 4 件の文化財のほか、祖先の遺産 20 件があり、津島神社をはじめとする社寺に関わるものや祭等の民俗行事が多くみられます。津島市の歴史・文化を継承するため、こうした文化財の保護を進めるとともに、文化財を含む歴史・文化資産を活用したまちづくりを推進します。

施策① 文化財の保護の推進

指定・登録文化財を保護するため、文化財保護審議会の意見や公的支援の活用等により、文化財の保存に必要な修繕及び保存活動を行います。特に、無形の文化財は、民俗行事への地域住民の参加促進等による保存を図ることにより、地域に息づく歴史・文化資産として継承します。

その地域の観光や地域住民の共感できる資産として、地域の文化財や祖先の遺産を活用したまちづくりを推進します。

主体別 環境指針	【市 民】	・文化財の保存や地域の文化財を活かしたまちづくりに取り組みます。
	【事業者】	・地域の文化財を活かしたまちづくりに取り組みます。
	【行 政】	・文化財の保存に必要な支援を行うほか、コミュニティ組織や市民活動団体と連携して地域の文化財を活かしたまちづくりに取り組みます。
関連施策	—	

施策② 地域の歴史・文化資産の保存・活用の促進

文化財にとどまらず、津島市の歴史・文化を記録にとどめる古文書、古地図、出版物等の文献や津島市にゆかりのある美術品は、津島市にとってかけがえのない地域の歴史・文化資産となります。こうした歴史・文化資産は、将来的な資料としての価値が認識されにくく、逸失しやすいことから、デジタル化等による保存を促進します。

インターネット上の仮想博物館「津島市デジタル博物館」では、市内にある指定文化財や津島市が所蔵する美術品等を常時公開しています。デジタル化された歴史・文化資産の情報を活用して、地域でその価値を共有するとともに、次世代への継承の意識を高めます。

主体別 環境指針	【市 民】	・継承すべき地域の歴史・文化資産の発見・保全に取り組みます。
	【事業者】	・継承すべき地域の歴史・文化資産の発見・保全に取り組みます。
	【行 政】	・「津島市デジタル博物館」をはじめとするインターネットを活用した地域の歴史・文化資産の保存と活用に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 3) 郷土の歴史・文化を継承します

20年後、50年後においても津島らしさが感じられるまちであるためには、地域の歴史・文化の保全を図るとともに、子どもや若者にその素晴らしさを伝えていくことが重要です。学校や社会教育施設、インターネット等を活用した地域の歴史・文化の学習や情報の発信を推進します。

施策① 歴史・文化学習の推進

社会のグローバル化に伴い、自国や地域の歴史・文化について理解を深め、広い視野を持って異文化を学び理解していく能力が求められています。学校や社会教育施設での歴史・文化の学習のほか、地域に伝わる歴史・文化の伝承を推進します。

また、インターネット等を利用して地域の歴史・文化資産の情報発信を行うとともに、まつりや歴史・文化資産を体験・体感できる観光スポットの充実や津島市観光交流センターのまち歩き拠点化を推進し、まちの賑わい創出を図ります。

主体別 環境指針	【市 民】	・身近な地域の歴史・文化の学習や伝承に取り組みます。
	【事業者】	—
	【行 政】	・学校や社会教育施設による歴史・文化の学習メニューの充実のほか、まちの魅力である歴史・文化資産を再発見できる散策ルートやマップ等によるまち歩きメニューの充実に取り組みます。
関連施策	—	

基本目標5 持続可能で快適なまちの実現に向けて

基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進

環境課題の解決能力を身に付けた人材を育成する人づくりは、地域の環境課題を解決しながら持続可能なで快適なまちを実現していくためには、最も基本的で重要な手段です。「未来を創る力」と「環境保全のための力」を育むことを目指して、あらゆる場において、また、人の発達段階や生活のあり方に応じて、地域の課題解決の行動に結びつくような人材を育てる環境教育・環境学習を推進します。

施策方針 1) 環境教育・環境学習の充実を図ります

環境保全に取り組むにあたっては、あらゆる人が、環境負荷をかける側にも被害を受ける側にもなり得るということを認識し、環境に関する問題を客観的かつ公平な態度で捉え、正しい理解を深め、自ら行動できるようにすることが重要です。

環境教育・環境学習においては、環境に関する基礎的な知識だけでなく、各主体の生活や活動の場となる身近な地域の課題を取り上げて行うよう努めます。

施策① 子どもに対する環境教育の推進

幼稚園、小学校及び中学校では、教科ごとの学習だけでなく、各教科間の関連や実感を伴う体験学習に配慮して環境教育を実施するとともに、環境に関する教科横断的・総合的な取組みの実践を促進します。また、食材の旬や産地を学ぶ地産地消、環境や資源に配慮した食生活を実践する食育等を通じ、食に関する環境教育を推進します。

主体別 環境指針	【市 民】	・家庭や地域において、学校等での環境教育への理解や協力に取り組みます。
	【事業者】	・家庭や地域において、学校等での環境教育への理解や協力に取り組みます。 ・地元農産物の生産や地域流通の拡大に取り組みます。
	【行 政】	・ESDの視点による環境教育や学校給食等における地産地消、食育の推進に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 職場での環境教育の推進

事業者としての環境配慮を実践する場合には、環境に関する研修により自社の事業活動と地域環境との関わりを学習することによって、従業員一人ひとりの環境に対する意識を高めることが必要です。

従業員一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、日常業務において自発的な取組みが生まれ、職場からの環境負荷が低減するだけでなく、従業員の家族や地域にも取組みが広がるよう、職場での環境教育を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	—
	【事業者】	・従業員の研修等における環境教育の実施に取り組みます。
	【行政】	・事業所に対する環境教育の啓発に取り組みます。
関連施策	—	

施策③ 地域での環境学習の推進

市内でも地域によって違いのある自然環境や生活環境、歴史・文化資産等を活用して、地域の特色を生かした環境学習を行うことにより、地域の環境への関心や意識を高め、地域の課題に対して日常の暮らしの中でその解決に取り組める人材の育成を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・日常の暮らしを通じて地域での環境学習に取り組みます。
	【事業者】	・事業所が地域の一員として地域での環境学習に取り組みます。
	【行政】	・環境に関する作品募集等による環境保全意識の向上を図るほか、社会教育施設や地域の自然・歴史・文化資産を学習の場として提供するとともに、ESDの視点による社会教育・生涯学習の機会の提供に取り組みます。
関連施策	基本目標 1—基本方針(2)—施策方針 2)—施策①：自然体験・学習機会の提供	

施策方針 2) 協働・連携機能の充実を図ります

教育や学習は、常に新しい発見や成長を経て、継続的・発展的に実施されます。身近な地域の素材を活用した自然体験、社会体験、生活体験等の実体験を通して学ぶことにより、具体的な行動の実践につながります。

環境教育・環境学習への理解が進み、環境について学ぶために必要な教材や学習機会、学習の場等の情報が提供され、主体的に学ぶことのできる体制の充実を図ります。

施策① 協働・連携機能の充実

市民活動団体、事業者、地域コミュニティ組織等との協働・連携により、体験・学習の機会や場、教材、人材に関する情報等を収集・発信に努めます。

主体別 環境指針	【市民】	・主体的に学習や体験に取り組みます。
	【事業者】	・学習や体験の機会や学習の場、教材、人材等の提供に取り組みます。
	【行政】	・各主体が保有する体験・学習に必要な機会や場、教材、人材等に関する情報の収集と発信に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 市民活動団体の育成

市民活動団体は、特定のテーマに対する共感に基づくつながりを持って組織的な社会貢献活動を行います。環境に関する分野で活動する市民活動団体に対する活動支援、活動の場の提供、活動相談・コーディネート等により、地域で行動する人材・団体の育成を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・市民活動団体の活動への参加に取り組みます。
	【事業者】	・市民活動団体の活動への支援に取り組みます。
	【行政】	・環境に関する分野で活動する市民活動団体の育成に取り組みます。
関連施策	—	

基本方針(2) 協働による環境保全活動の推進

持続可能な社会づくりのためには、それぞれの主体が、環境課題への取組みを自らの問題として捉えて主体的に活動するだけでなく、お互いの活動や立場を理解・尊重し、適切な役割分担や連携をすることで、地域の環境課題の解決に取り組んでいくことによってより効果的で継続的な活動とすることができます。

活動の基盤となる環境に関する情報を充実させ、各主体による主体的な環境の保全活動を推進するとともに、連携・協働の仕組みづくりを進めることによって、活動の場の充実を図ります。

施策方針 1) 環境に関する情報を収集・発信します

環境課題は、広範な分野にわたる課題や様々な分野と連動する課題を対象とするため、その活動自体も特定の分野に絞った活動から広範な分野を対象とした活動に至るまで様々であり、必要とされる情報の範囲や内容もそれぞれ異なります。

各主体による環境に関する活動にあたっては、活動の範囲や内容に応じて、それぞれが必要とする情報が必要な時に利用できる体制の構築を目指します。

施策① 環境に関する情報の収集・活用

環境を知るための情報だけでなく、地域で行われている活動、地域で活動する人材や団体、活動に必要な支援・助成制度等の環境に関する情報を一元的に収集・整理し、地域で活用します。

主体別 環境指針	【市民】	・地域の環境や行われている活動に関する情報を市に提供するとともに、市ホームページ等からの積極的な情報収集、活用に取り組みます。
	【事業者】	・地域の環境や事業所で取り組んでいる環境保全活動等に関する情報を市に提供するとともに、市ホームページ等からの積極的な情報収集、活用に取り組みます。
	【行政】	・環境に関する情報を幅広く収集・整理し、地域への提供に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 環境に関する情報の発信

津島市の環境の現状を知るために必要な環境に関する記録や情報を整理し、インターネット等により情報発信することによって、地域の環境に関する市民や事業者の情報や認識の共有を図ります。

主体別 環境指針	【市民】	・環境に関する記録や情報を利用して、地域の環境の理解に取り組みます。
	【事業者】	・環境に関する記録や情報を利用して、地域の環境の理解に取り組みます。
	【行政】	・津島市の環境に関する記録や情報を整理し、インターネット等による情報発信に取り組みます。
関連施策	—	

施策方針 2) 環境保全活動の推進を図ります

地域の環境は、その環境の下で生活や事業活動を営む全ての主体に保全の責任があります。こうした地域の構成員が、地域において取り組むべき課題を共有し、それぞれ又は連携・協働して、主体的に環境の保全を目的とした活動に取り組むことを目指します。

施策① 各主体の環境保全活動の推進

地域の構成員である市民や事業者に対して、地域の環境保全に関する活動に必要な情報や機会の提供を行うことによって、その活動の推進を図ります。

また、様々な分野で活動する市民活動団体に対して、活動支援、活動の場の提供、活動相談・コーディネート等を行うほか、市民活動団体の活動をつなぐネットワーク機能の強化を推進し、地域で行動する人材・団体の育成を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・地域の一員として個人又は団体で地域活動への参加に取り組みます。
	【事業者】	・地域の一員として地域貢献活動や従業員の地域活動への参加の促進に取り組みます。
	【行政】	・情報の提供、活動やそのネットワーク化の支援等により、各主体及び連携による地域活動の促進に取り組みます。
関連施策	—	

施策② 市民・事業者・行政の協働の推進

地域コミュニティ組織は、地域の幅広い課題を把握しやすく、また、課題解決のための人材やネットワークを持っています。地域コミュニティ組織を中心として、各主体の活動の調整や促進を図るとともに、各主体の活動の地域での連携や協働を推進します。

主体別 環境指針	【市民】	・地域コミュニティ活動に参加して地域課題の解決に取り組みます。
	【事業者】	・地域コミュニティと連携して、その一員として又はそれぞれの役割分担により地域活動やその支援に取り組みます。
	【行政】	・各地域コミュニティにおける環境活動の調整や支援により、市全体の地域環境力の向上に取り組みます。
関連施策	—	

第4章 計画の推進

- 1 推進体制**
- 2 進行管理**

1 推進体制

環境基本計画は、その取り扱う環境の範囲や環境施策の分野が多岐にわたるため、所管課である生活環境課が中心となり、庁内関係課、市民や事業者、コミュニティ推進協議会、近隣の市町村等の連携・協働により、本計画を推進します。

また、「津島市環境基本計画策定委員会」を母体とする「津島市環境委員会」、庁内関係課で構成される「庁内環境会議」を設置し、環境基本計画及び計画に基づく環境施策の進捗状況等を点検・評価していきます。

① 市民、事業者等との協働

市民、事業者及び行政の取組みについては、環境施策ごとに整理している各主体の行動指針に基づきますが、持続可能で快適なまちの実現に向けて、環境保全に関わる様々な主体の連携・協働により、取組みを推進します。

② 県、近隣市町村との連携

日光川をはじめとする河川環境の改善や生態系ネットワークの形成といった広域的な対策が必要となる問題については、愛知県や近隣の市町村と連携し、広域的な視点で取り組みます。

③ 環境基本条例の制定

本計画の見直しに向けて、津島市の環境の保全における基本理念のほか、行政、事業者及び市民の責務、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める環境基本条例の制定に向けて調査・検討を行います。

④ 庁内環境会議の設置

庁内関係各課によって構成する「庁内環境会議」において、本計画に基づく環境施策の進捗状況の検証・評価を行います。

⑤ 津島市環境委員会の設置

本計画の策定に携わった「津島市環境基本計画策定委員会」を母体として、学識経験者を含め、市民や事業者、各種団体・機関の代表者等によって「津島市環境委員会」を構成し、庁内環境会議が取りまとめる環境施策の評価結果を確認するとともに、津島市の区域における環境の保全に関する基本的事項や計画の推進に関する助言等を行います。また、計画の見直しや改定にあたっては、計画の目標指標の評価・検証を行い、必要な助言を行います。

2 進行管理

本計画の進行管理は、計画（PLAN）→実施（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を用いて着実に実施します。

計画の進捗状況は、庁内環境会議において計画に基づく環境施策の進捗状況を評価・検証するとともに、津島市環境委員会において、計画の目標指標の評価・検証を行います。

